WEBで簡単! 24時間お申込みできます!

1 まずは「首都高保険サポート」のホームページへ
URL: https://www.shutoko-hoken.jp/

2 専用ページのバナーをクリック!

3 さぽーとくんαの
バナーをクリック!

4 ログイン画面へ!
職員番号とパスワードを打ち込んで「次へ」をクリック!

職員番号
会社コード+職員番号(半角)
職員番号は右の表を参照してください。
パスワード　生年月日
〈例えば〉
首都高速道路(株)の方は
会社コード「010」と職員番号5桁
「12345」を続けて記入
→01012345
生年月日が1970年1月1日の場合
→19700101

ログイン画面イメージ

ログインの際の職員番号

会社名	会社コード	職番桁数
首都高速道路(株)	010	5桁
首都高パトロール(株)	13000	3桁
首都高技術(株)	200	5桁
首都高電気メンテナンス(株)	17000	3桁
首都高機械メンテナンス(株)	19000	3桁
首都高速道路サービス(株)	02	6桁
首都高保険サポート(株)	0300	4桁
首都高パートナーズ(株)	0400	4桁

WEB対象外の会社

- ●首都高トールサービス西東京(株)
- ●首都高トールサービス東東京(株)
- ●首都高トールサービス神奈川(株)
- ●首都高カー・サポート(株)
- ●首都高グループ退職者
- ●首都高メンテナンス西東京(株)
- ●首都高メンテナンス東東京(株)
- ●首都高メンテナンス神奈川(株)
- ●首都高ETCメンテナンス(株)

※上記会社にお勤めの方はWEBによるお申込みができません。
※お申込みをご希望の方は加入依頼書・告知書を各社の福利厚生ご担当窓口までご提出ください。

5 「加入の手続き」をクリック!
お手続きスタート!

お早めに!

募集期間：令和2年10月21日～12月11日

●お問い合わせ先／取扱代理店

首都高保険サポート株式会社
TEL.03-3548-3121　首都高内線 800-2567　FAX.03-3273-7230
受付時間　平日の午前9時から午後5時まで
〒103-0027　東京都中央区日本橋3-11-1
ホームページアドレス　https://www.shutoko-hoken.jp/

●お問い合わせ先／引受保険会社

損害保険ジャパン株式会社
営業開発部第一課
TEL.03-3349-3322　FAX.03-6388-0155
受付時間　平日の午前9時から午後5時まで
〒160-8338　東京都新宿区西新宿1-26-1
ホームページアドレス　https://www.sompo-japan.co.jp/

●指定紛争解決機関

損保ジャパンは、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。
損保ジャパンとの間で問題を解決できない場合は、一般社団法人日本損害保険協会に解決の申し立てを行うことができます。
一般社団法人日本損害保険協会 そんぽADRセンター
〔ナビダイヤル〕0570-022808<通話料有料>
受付時間:平日の午前9時15分から午後5時まで(土・日・祝日・年末年始は休業)
詳しくは、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。(https://www.sonpo.or.jp/)

(SJ20-05982　2020.8.20)

首都高グループの皆さまへ

新・団体医療保険
さぽーとくんα

(医療保険基本特約・疾病保険特約・がん保険特約セット団体総合保険)

保険期間　令和3年1月1日～令和4年1月1日

募集期間　令和2年10月21日～令和2年12月11日

中途加入随時受付中!!

大人の備えを強化する!

歩行中に自転車に
衝突されケガをした。
相手が誠実な対応を
してくれない…

そんな時に
弁護のちから

親の介護で
時間もお金もかかる…
介護離職も考えた方が
良いの?

そんな時に
親介護プラン

必読

- ●前年にご加入の方は自動継続されます。詳しくは28ページのQ&Aをご覧ください。
- ●新規加入の場合、令和3年1月1日時点で、満69歳(継続契約の場合は満79歳)までの方が対象となります。

首都高保険サポート株式会社
insurance support

損害保険ジャパン株式会社

補償内容はどうなってるの?

詳しくはP.3～4へ

手続きの方法は?

詳しくはP.15～16へ

オプションは選べるの?

詳しくはP.4～10へ

補償内容、注意事項を詳しく知りたい!

詳しくはP.17～26へ

毎月の保険料は?

詳しくはP.11～12へ

疑問点を解決したい!

詳しくはP.28へ

医療保険を簡単にプラス!

さぽーとくんα

ポイント ❶ 15%OFF!

安い! 割安な保険料

団体割引15%を適用していますので、保険料が割安です。

※団体割引は、本団体契約の前年のご加入人数により決定しています。次年度以降、割引率が変更となることがありますので、あらかじめご了承ください。

ポイント ❷ 1日目から!

安心! 充実の疾病補償

★保険金のお支払概要

基本補償

入院 / 通院 / 手術 / 三大疾病 / 先進医療 / 葬祭 / (ご自身の)介護

オプション

女性向け / 弁護のちから / (親御さまの)介護さぽーとプラン

ポイント ❸ 診査不要!

簡単! お手軽な手続き!

ご加入に際して、医師の診査は

不要です。

(加入依頼書および被保険者健康告知書の内容により、ご加入をお断りする場合や、特別な条件付きでご加入いただく場合があります。)

ポイント ❹ 家族で!

ご家族も加入できます!

普段、保険に加入する機会の少ないご家族の方もご加入できます。

新規加入の場合、満69歳(継続加入の場合は満79歳)までの方が対象となります。

※家族の対象は、配偶者・子供・両親・兄弟姉妹および同居の親族となります。

補償内容

基本プラン

医療コース

入院	●日帰り入院(注)から1日につき入院保険金日額をお支払い ●1回の入院で180日までお支払い ●ご継続の保険期間を通じて1,000日まで補償 (注)日帰り入院とは、日帰り手術のため、1日だけ入院と同じような形で病室を使用した場合等のことをいい、「入院料」の支払いの有無で判断します。
退院後通院	●継続して4日を超えた入院の退院後の通院で90日までお支払い
手術	●疾病により所定の手術を受けたとき <重大手術以外> 入院中:疾病入院保険金日額の20倍 外　来:疾病入院保険金日額の5倍 <重大手術> 入院中・外来を問わず疾病入院保険金日額の40倍をお支払いします。 ※手術の種類によっては回数制限あり
三大疾病 選択可	●所定のがんと診断された時、または急性心筋こうそく・脳卒中を発病し、その治療を直接の目的として入院を開始された時にお支払いします。
ご自身の介護一時金 選択可	●被保険者が病気、ケガにより所定の要介護状態(公的介護保険制度における要介護2から5相当の状態をいいます。)が90日を超えて継続した場合に介護一時金をお支払いします。
葬祭費用 選択可	●疾病により亡くなられ、被保険者の親族が葬祭費用を負担した場合に、100万円を限度にお支払いします。
先進医療 選択可	●日本国内で先進医療等を受けたことにより負担した先進医療の技術料や臓器移植に要する費用等を先進医療等費用保険金額を限度にお支払いします。 「先進医療」とは、 病院等において行われる医療行為のうち、一定の施設基準を満たした病院等が厚生労働省への届出により行う高度な医療技術をいいます。対象となる先進医療の種類については、保険期間中に変更となることがあります。 詳しくは厚生労働省ホームページをご覧ください。 (https://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/isei/sensiniryo/kikan.html)

がんコース

がん入院	●「がん」の治療を直接の目的として入院されたとき、1日目から日数無制限でお支払い
がん通院	●「がん」による入院が継続して4日を超えた場合、入院前60日と退院後180日の期間(通院責任期間)中の通院に対して45日を限度にお支払い(1日につき)
がん手術	●「がん」の治療のために病院または診療所において手術を受けられたとき <重大手術以外> 外　来:がん入院保険金日額の5倍 入院中:がん入院保険金日額の20倍 <重大手術以外> がん入院中・外来を問わずがん入院保険金日額の40倍 ※一部の軽微な手術は対象外となります。
退院一時金	●「がん」と診断確定され、継続して20日を超えて入院した後、生存している状態で退院した場合、がん退院一時金保険金額をお支払い ※保険金支払となった最後の入院の退院日を含めて30日に満たない日に開始した入院による退院については対象外です。
がん診断	●1回目……初めて「がん」と診断確定されたときにお支払い ●2回目以降…「がん」と診断確定され、その治療を直接の目的として入院を開始されたときにお支払い※ ※2回目以降の診断保険金は、保険金の支払事由に該当した最終の日からその日を含めて2年以内に該当した支払事由については、保険金をお支払いしませんが、保険金の支払事由に該当した最終の日からその日を含めて2年を経過した日の翌日にがんの治療を直接の目的として継続して入院中の場合は、保険金をお支払いします。

選べるオプション

女性向け

女性特定疾病にかぎり、入院・退院後通院・手術保険金が最大で倍額となります。

女性特定疾病

乳がん・子宮がん・子宮筋腫、妊娠の合併症等。

弁護のちから

被害事故などで法的トラブルに巻き込まれた場合に、弁護士への費用を補償します。

詳しくはP.5～8へ

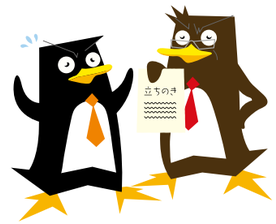

親介護プラン

被保険者である親御さまが病気、ケガにより所定の要介護状態(公的介護保険制度における要介護2から5相当の状態をいいます。)が90日を超えて継続した場合に、一時金をお支払いします。

詳しくはP.9～10へ

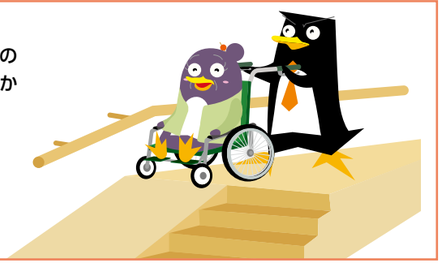

保険金のお支払方法等重要な事項は、『この保険のあらまし』以降に記載されていますので、必ずご参照ください。

告知の大切さについてのご説明

告知書はお客さま(保険の対象となる方)ご自身でありのままをご記入ください。

※口頭でお話し、または資料提示されただけでは告知していただいたことにはなりません。
　告知の内容が正しくないと、ご契約の全部または一部が解除になり保険金をお受け取りいただけない場合があります。
※「ご加入に際して、特にご注意いただきたいこと(注意喚起情報のご説明)」を必ずお読みください。

不安・悩み事のご相談を承ります。

SOMPO健康・生活サポートサービスのご案内

ご加入後にご利用できます。

SOMPO健康・生活サポートサービスは、損保ジャパンのこの保険にご加入いただいた皆さまがご利用いただける各種無料電話相談サービスです。

メニューサービス

- 健康・医療相談サービス
- 介護関連相談サービス
- 専門医相談サービス(予約制)
- 医療機関情報提供サービス
- 人間ドック等検診・検査紹介・予約サービス
- メンタルヘルス相談サービス
- メンタルITサポート(Webストレスチェック)サービス
- 法律・税務・年金相談サービス(予約制・30分間)※

※一般的な法律・税金に関する相談に、弁護士、司法書士または税理士がお答えするものです。

(注1)本サービスは損保ジャパンのグループ会社およびその提携業者がご提供します。
(注2)ご相談の際は、お名前、ご加入者番号等をお聞きすることがございますのでご了承ください。
(注3)ご利用は日本国内からにかぎります。
(注4)ご相談内容やお取次ぎ事項によっては有料となるものがあります。
(注5)本サービスは予告なく変更または中止する場合がありますので、あらかじめご了承ください。

オプション 弁護のちから（弁護士費用総合補償特約）

**弁護のちからは、
法的トラブルに巻き込まれたときの
弁護士費用を補償します。**

「弁護士紹介サービス」付き

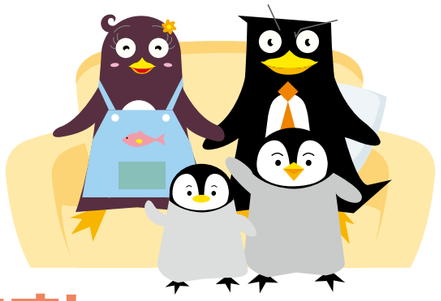

あなたの日常にも潜んでいます！
現代社会を取り巻くさまざまなトラブル

こどものいじめ

■小学校・中学校・高等学校・特別支援学校のいじめの認知（発生）件数の総計

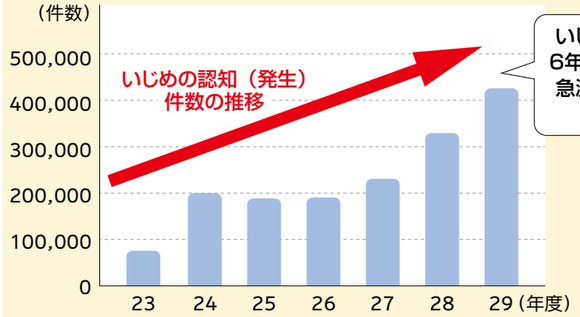

出典：平成29年文部科学省初等中等教育局児童生徒課
「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」

ストーカー被害

■ストーカー事案の相談等件数

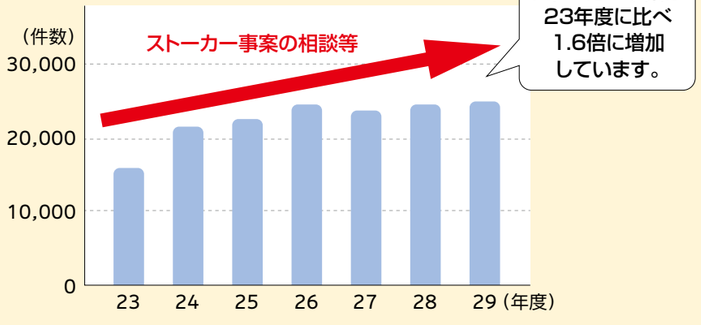

出典：平成31年警察庁生活安全局生活安全企画課・刑事局捜査第一課
「平成30年におけるストーカー事案及び配偶者からの暴力事案等への対応状況について」

**こどもが
いじめにあい、
登校拒否の状態になった**

**昔の交際相手から
ストーカー行為を
されている**

もし私たちのちからになってくれるものがあったら・・・

他にも…
- SNSによる誹謗中傷
- インターネット通販詐欺
- 通り魔被害
- 痴漢被害

など

さまざまなトラブルが潜む中…
法的トラブルについてはこのような声があります

Q1 あなたや、あなたの身の回りの家族や友人などで法的トラブルが起こったことはありますか？

**実は、私たちの身の回りでは、
さまざまなトラブルが起きています。**

「ある」と答えた方	約6.5人に1人

出典：平成21年 内閣府大臣官房政府広報室「総合法律支援に関する世論調査」
（注）「ある」と答えた人が挙げた法的トラブルには、「弁護のちから」では補償対象とならないトラブル（多重債務、医療事故など）も含まれています。

万が一、法的トラブルに巻き込まれた場合、無理して抱えこむことなく、専門家である「弁護士」に相談できたら安心です。でも…

Q2 法的トラブルにあったときに相談できる弁護士がいますか？

**「身近に相談できる弁護士がいない」
という方が多いのが現状です。**

出典：平成21年 内閣府大臣官房政府広報室「総合法律支援に関する世論調査」
をもとに損保ジャパンにて作成

■全国の20歳以上3,000人のうち有効回答数1,684人

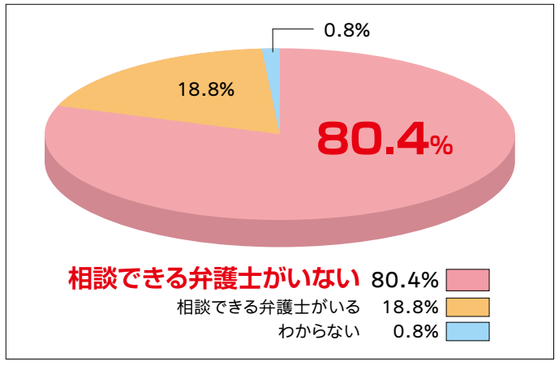

Q3 弁護士への相談を迷う、または、相談しない理由は何ですか？

**「相談したいけれど
費用が高そう」と感じている
人が約6割もいます。**

出典：平成21年 内閣府大臣官房政府広報室
「総合法律支援に関する世論調査」

■弁護士への相談を迷う、または、相談しないと回答した1,019人を対象（複数回答）

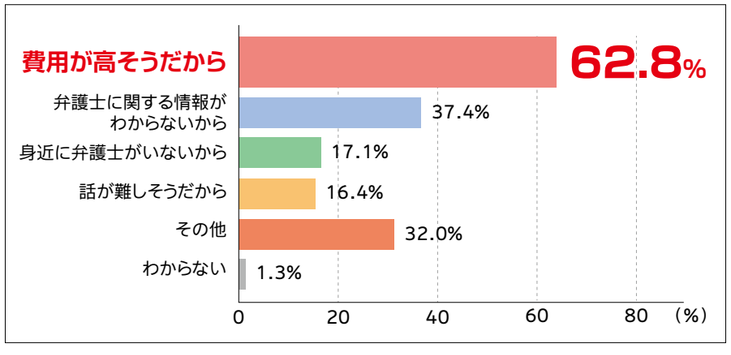

“弁護のちから”が支える4つのトラブル

次の法的トラブルにあったときの弁護士費用をサポートします。

選べるタイプG1型、G2型をご用意いたしました!

G1型 (1)から(4)の4つのトラブルを補償します。
G2型 (1)と(2)の2つのトラブルを補償します。

トラブルの当事者

被保険者ご本人だけでなく、お子さま(※1)が遭遇されたトラブルについても対象となります。

(1)被害事故 G1型 G2型

- 路上歩行中に他人が運転する自転車に追突され、ケガをした。
- インターネット通販の会社から、本物といつわられて、偽物のブランド品を売りつけられた。

(2)人格権侵害(※2)(※3) G1型 G2型

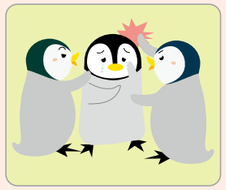

- こどもがいじめにあい、登校拒否の状態になった。
- 昔の交際相手からストーカー行為をされている。
- ソーシャルネットワーキングサービス(SNS)上でいわれもない誹謗中傷にあい、精神的苦痛を受けた。
- 電車で痴漢被害を受けた。

(3)借地・借家 G1型

- 賃貸期間中に賃貸マンションの家主から正当な理由もなく立ち退きを迫られた。
- アパートの雨漏りにより家具にカビが生えてしまったが、家主が修理してくれない。
- 借りている土地に建てた家の増築を、地主が正当な理由もなく承諾してくれない。

トラブルの当事者

次の法的トラブルについては、調停等に要する弁護士への各種費用が対象となります。

(4)遺産分割調停 G1型

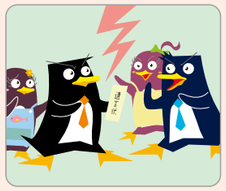

- 兄弟間の遺産分割の協議がまとまらず、調停での手続きとなった。
- 母がすべての遺産を兄に相続させるとした遺言を残して亡くなり、自分が相続できる権利が侵害されたため、調停で手続きすることとなった。

⚠ 遺産分割調停については、トラブルが調停等の手続きに至った場合に、被保険者ご本人に係る調停等に要した費用のみ対象となります。

以下のようなトラブルは保険金のお支払いの対象になりません。

- 自動車または原動機付自転車による被害事故に関するトラブル
- 医療ミスによる被害事故に関するトラブル
- 騒音、振動、悪臭、日照不足による被害事故または人格権侵害に関するトラブル
- 借金の利息の過払金請求に関するトラブル
- 顧客や取引先等から被った職務遂行上の精神的苦痛に関するトラブル

など

(※1)被保険者が親権を有する、未成年かつ未婚の子が対象となります。
(※2)人格権侵害に関するトラブルの場合で、トラブルの原因事故が初年度契約の保険期間の開始日からその日を含めて90日を経過する日までの間に発生したときは、保険金をお支払いできません。
(※3)人格権侵害に関するトラブルの場合は、警察等の公的機関または学校等の相談窓口等への届出等を行い、その事実を客観的に証明できるトラブルにかぎります。

2つの保険金で気になる費用をしっかりサポートします。 国内補償(※)

① 法律相談費用保険金

弁護士へ法律相談を行うときに負担した法律相談費用を補償します。

■保険金額(保険期間1年間につき)
通算 **5万円 限度**

■お支払いする保険金の額

1つのトラブルに関する法律相談にかかった費用 − 自己負担額(免責金額) 1,000円

② 弁護士委任費用保険金

弁護士へのトラブル解決の委任を行うときに負担した弁護士委任費用を補償します。

■保険金額(保険期間1年間につき)
通算 **100万円 限度**

■お支払いする保険金の額

1つのトラブルに関する弁護士委任にかかった費用 ×(100%−自己負担割合 10%)

(※)日本国内の法令に基づき解決するトラブルが対象となります。

⚠ いずれの保険金も、弁護士への法律相談および委任契約の締結前に、損保ジャパンの事前の同意が必要となります。

お支払事例
(人格権侵害に関するトラブル)

昔の交際相手にストーカー被害を受けている。自分だけで対応するのはこわいので、弁護士に間に入ってもらい交渉を行った。2回の話し合いの末、本当に嫌がっていることを相手が理解し、今後は付きまとわないと約束をしてくれたため、合意書面を作成した。

法律相談にかかった費用 1万円	→	法律相談費用保険金のお支払額 1万円−1,000円(自己負担額)=9,000円
弁護士委任にかかった費用 40万円 着手金 15万円、報酬金 25万円	→	弁護士委任費用保険金のお支払額 40万円×(100%−10%(自己負担割合))=36万円

合計 36万9,000円をお支払い

金銭的な負担を軽減し、安心して法的トラブルを解決することができます。

相談できる弁護士が身近にいなくても安心! 「弁護士紹介サービス」

保険金のお支払いの対象となる場合で弁護士の紹介をご希望のときは、損保ジャパン保険金サービス課へご連絡ください。お客さまから依頼を受けた損保ジャパンが、日本弁護士連合会を通じて各地の弁護士会に弁護士紹介を依頼し、お客さまに弁護士をご紹介します。

「緊急時被害事故トラブルサポート」

被害事故に遭遇し緊急の対応が必要な際に、お電話でご相談いただくことができるサービスです。
警察OB等トラブル対応の専門コンサルタントが、緊急時の対応等についてアドバイスさせていただきます。

(注1)本サービスは損保ジャパンの提携業者がご提供します。
(注2)ご相談の際には、お名前、ご加入者番号等をお聞きすることがございますのでご了承ください。
(注3)ご利用は日本国内からにかぎります。
(注4)本サービスは予告なく変更または中止する場合がありますので、あらかじめご了承ください。
(注5)「弁護のちから」の保険金をお支払いする事由が発生した場合は、下記窓口または取扱代理店までご連絡ください。
【受付時間】24時間365日　0120−727−110

弁護士費用補償に関する保険責任について

■保険責任は保険期間開始日の午後4時に始まりますが、ご加入初年度の保険期間の開始時(中途加入の場合は中途加入時)より前に、原因事故が発生していた場合または保険金請求権者が原因事故の発生するおそれが生じたことを知っていた場合等は、保険金をお支払いできません。
■保険金請求権者が保険期間中に最初の法律相談または弁護士委任を行った場合に、保険金をお支払いします。
■同一のトラブルに起因して行われた一連の法律相談または弁護士委任は、法律相談もしくは弁護士委任の回数または当事者の人数等にかかわらず、それぞれ1つの法律相談または弁護士委任とみなし、保険金が支払われる最初の法律相談または弁護士委任が行われた時に一連の法律相談または弁護士委任が行われたものとみなし、保険金の限度額を適用します。

【「保険責任の開始」と「原因事故発生日および法律相談・弁護士委任と保険期間との関係」(イメージ図)】

【「人格権侵害に関するトラブル」の場合の保険責任の開始(イメージ図)】

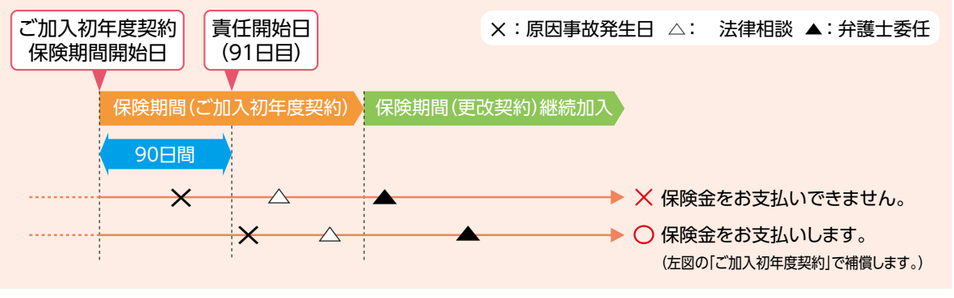

(注)「人格権侵害に関するトラブル」については、ご加入初年度の保険期間の開始日(中途加入の場合は中途加入日)からその日を含めて90日を経過する日の翌日から保険責任が始まります(責任開始日)。したがって、責任開始日より前に原因事故が発生していたこれらのトラブルについては、保険金をお支払いできません。

オプション 親介護プラン（親孝行一時金支払特約）

1 ご両親（実父・実母、義父・義母、同居・別居を問いません。）が要介護認定※されたとき、一時金を補償!

※公的介護保険制度を定める法令に規定された要介護状態区分の要介護2から5に該当する認定

2 親介護プランの新規ご加入は、親御さまの年齢が満40歳から満69歳まで、継続の場合は79歳までご加入できます。

3 基本プランのご加入がなくても、**親介護プランのみのご加入も可能です**。

親御さまに介護が必要となったときの「仕事と介護」の両立のために…

「親介護プラン」は、介護費用の負担に対する備えはもちろんのこと、介護に関するサービスをご紹介し、皆さまの介護負担の軽減を実現します!

特長
1 親孝行一時金の支払対象は要介護2から!

- 親御さまが公的介護保険制度における要介護区分において、**要介護2以上**に該当し、所定の期間を超えて継続した場合に、保険金の支払対象となります。
- 保険金は一時金を親御さまにお支払いします。（保険金は全額非課税になります。）

特長
2 介護に関するサービスをご紹介します!

- 突然、親御さまに介護が必要となった際に、皆さまの抱える様々な不安・悩みをサポートします。

このような不安や悩みにお応えします!

- 会社を休めないため、専門の事業者に家事を頼みたい。
- 在宅介護をするために、リフォームしたい。
- 最寄りの有料老人ホームを紹介して欲しい。

【平均介護期間】4年7か月

介護期間の平均は**「4年7か月（54.5か月）」**です。

介護を始めてからの期間

介護期間が4年以上の割合は全体の約43%

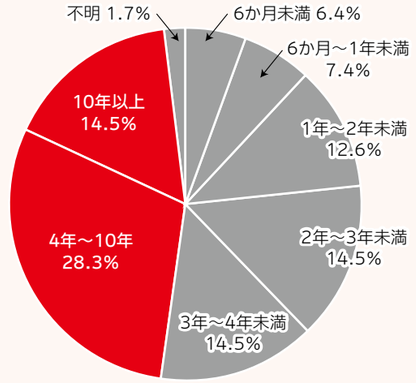

出典：生命保険文化センター「生命保険に関する全国実態調査」
平成30年度

【平均介護費用】7.8万円／月

介護にかかる費用の平均は**月々「7.8万円」**です。

介護にかかる費用（月額）（公的介護保険の自己負担を含みます。）

月々10万円以上の割合は全体の約30%

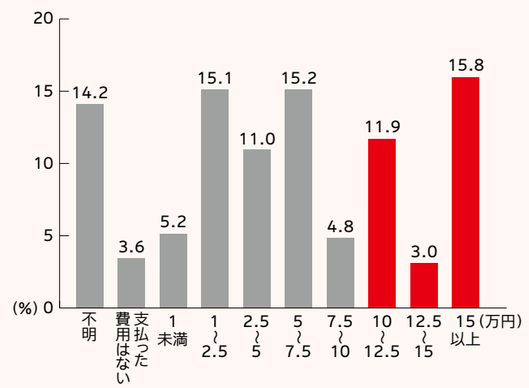

出典：生命保険文化センター「生命保険に関する全国実態調査」
平成30年度

54.5か月（平均介護期間）×7.8万円（月々の費用）＝約425万円（合計介護費用）
約425万（合計介護費用）＋ 69万（住宅改造など一時的な費用の平均合計額）＝494万円

介護に要する費用は平均合計 約500万円 です
家族の今後のことを、ご両親と話し合ってみましょう!

出典：生命保険文化センター

介護に関するサービス

（注）親介護プランの加入者・被保険者限定のサービスです。
サービスの利用費用は、ご利用者さまのご負担となります。

親介護プランにご加入いただいた加入者さま、および被保険者さま、そのご家族の方限定で**「SOMPO笑顔倶楽部」**をご利用いただけます。詳細につきましては、P.27をご確認ください。

このようなときにご利用ください	ご提供するサービス	サービス内容
親の介護が大変でゆっくり休めない	家事代行サービス	洗濯・調理・掃除など日常生活における家事の代行や、食事や入浴の介助など自費介護を行います。
遠方の一人暮らしの親が無事でいるか心配	見守りサービス	万一のときにガードマンが親のもとへ駆けつけます。
狭くて使いづらい浴室での入浴介助がたいへん	リフォームサービス	介護が必要な方でも安心して生活できる住宅にリフォームします。
自宅で介護ができなくなったら、どうしよう	有料老人ホーム紹介等紹介サービス	損保ジャパングループ会社の有料老人ホーム等の中から入居時期やご予算、立地条件、サービス内容など、ご要望にそった施設をご紹介します。

（注1）本サービスは、サービス利用時点における親孝行一時金支払特約セット新・団体医療保険の加入者さま、被保険者さまおよびそのご家族の方がご利用できます。
（注2）お住まいの地域や、やむを得ない事情によってサービスのご利用までに日数を要する場合やサービスをご利用いただけない場合があります。
（注3）本サービスはSOMPO笑顔倶楽部を運営する損保ジャパンのグループ会社およびその提携先の企業が提供するサービスです。
（注4）本サービスは、サービスパートナー企業のサービスについて、損保ジャパンが紹介するものです。サービスをご利用の場合にかかる費用はお客さまのご負担となります。
（注5）本サービスは令和2年6月時点のものであり、予告なく変更または中止する場合があります。
（注6）本サービスの詳しい内容につきましては、SOMPO笑顔倶楽部のサービス利用規約をご確認ください。

補償内容と保険料 [現職者用]

（退職者は別紙を参照してください。）

保険期間 1年　PRICE OFF 団体割引15%適用

自動継続 2年目以降は手続き不要※1・2自動継続方式で募集。

※1 自動継続方式での募集を行っております。●前年と同等内容で継続加入される方は加入依頼書の提出が不要です。●新規・変更・脱退される方のみ加入依頼書をご提出ください。
※2 新・団体医療保険は新規・増額の場合は健康告知書が必要です。加入依頼書と健康告知書を一緒にご提出ください。

基本プラン

〈医療コース〉

基本補償内容	A1プラン 型名:A1	介護 A1K	葬祭 A1S	介護+葬祭 A1W	A2プラン 型名:A2★	介護 A2K★	葬祭 A2S★	介護+葬祭 A2W★	A3プラン 型名:A3★	介護 A3K★	葬祭 A3S★	介護+葬祭 A3W★
疾病入院保険金 1回の入院180日限度、疾病入院通算支払限度1,000日	1日につき5,000円				1日につき5,000円				1日につき10,000円			
疾病退院後通院保険金 90日限度（継続して4日超入院の退院後の通院）	1日につき3,000円				1日につき3,000円				1日につき6,000円			
疾病手術保険金（手術保険金倍率変更特約および重大手術保険金倍率変更特約セット）	外来の手術：疾病入院保険金日額の 5倍 入院中の手術：疾病入院保険金日額の20倍 重大手術：疾病入院保険金日額の40倍				外来の手術：疾病入院保険 金日額の 5倍 入院中の手術：疾病入院保険 金日額の20倍 重大手術：疾病入院保険 金日額の40倍				外来の手術：疾病入院保険金日額の 5倍 入院中の手術：疾病入院保険金日額の20倍 重大手術：疾病入院保険金日額の40倍			
三大疾病診断保険金	−				100万円				100万円			
先進医療	−				200万円				200万円			
疾病葬祭費用補償特約	−	−	100万円	100万円	−	−	100万円	100万円	−	−	100万円	100万円
介護一時金支払特約	−	100万円	−	100万円	−	100万円	−	100万円	−	100万円	−	100万円
年齢（保険始期時の満年齢によります。）	月払保険料											
～24歳	420円	430円	440円	450円	480円	490円	500円	510円	890円	900円	910円	920円
25～29歳	590円	600円	610円	620円	720円	730円	740円	750円	1,300円	1,310円	1,320円	1,330円
30～34歳	740円	750円	790円	800円	950円	960円	1,000円	1,010円	1,690円	1,700円	1,740円	1,750円
35～39歳	810円	820円	880円	890円	1,160円	1,170円	1,230円	1,240円	1,960円	1,970円	2,030円	2,040円
40～44歳	900円	920円	1,040円	1,060円	1,480円	1,500円	1,620円	1,640円	2,360円	2,380円	2,500円	2,520円
45～49歳	1,120円	1,160円	1,360円	1,400円	2,040円	2,080円	2,280円	2,320円	3,160円	3,200円	3,400円	3,440円
50～54歳	1,500円	1,580円	1,900円	1,980円	2,840円	2,920円	3,240円	3,320円	4,310円	4,390円	4,710円	4,790円
55～59歳	2,250円	2,420円	2,890円	3,060円	4,270円	4,440円	4,910円	5,080円	6,510円	6,680円	7,150円	7,320円
60～64歳	3,100円	3,430円	4,100円	4,430円	6,020円	6,350円	7,020円	7,350円	9,120円	9,450円	10,120円	10,450円
65～69歳	4,590円	5,160円	6,250円	6,820円	8,580円	9,150円	10,240円	10,810円	13,140円	13,710円	14,800円	15,370円
70～74歳	6,800円	8,000円	9,470円	10,670円	12,510円	13,710円	15,180円	16,380円	19,290円	20,490円	21,960円	23,160円
75～79歳	9,170円	11,680円	13,610円	16,120円	16,580円	19,090円	21,020円	23,530円	25,730円	28,240円	30,170円	32,680円

基本プラン

〈がんコース〉

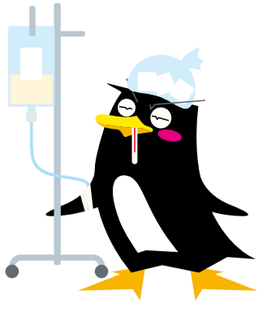

がんと診断確定された時が、ご加入初年度の保険期間の開始日からその日を含めて90日を経過するより前である場合は、保険金をお支払いできません。

基本補償内容	型名:B1	型名:B2★
がん入院保険金	1日につき10,000円	
がん通院保険金 45日限度（継続して4日超入院前後の通院）	1日につき5,000円	
がん手術保険金（手術保険金倍率変更特約および重大手術保険金倍率変更特約セット）	外来の手術：がん入院保険金日額の 5倍 入院中の手術：がん入院保険金日額の20倍 重大手術：がん入院保険金日額の40倍	
退院一時金（継続して20日超入院後）	10万円	
がん診断	100万円	
先進医療	−	300万円
年齢（保険始期時の満年齢によります。）	月払保険料	
～24歳	160円	200円
25～29歳	160円	200円
30～34歳	300円	340円
35～39歳	430円	470円
40～44歳	620円	660円
45～49歳	1,190円	1,230円
50～54歳	1,930円	1,970円
55～59歳	2,750円	2,790円
60～64歳	3,810円	3,850円
65～69歳	5,710円	5,750円
70～74歳	7,110円	7,150円
75～79歳	8,170円	8,210円

（注1）ご契約は1年ごとの更新となりますので、更新時にはその時点での満年齢による保険料となります。
（注2）団体割引は、本団体契約の前年のご加入人数により決定しています。次年度以降、割引率が変更となることがありますので、あらかじめご了承ください。
また、団体の加入被保険者数が10名を下回った場合にはこの団体契約は成立しませんのでご了承ください。
（注3）新規加入の場合、満69歳（継続契約の場合は満79歳）までの方が対象となります。
（注4）本保険は介護医療保険料控除の対象となります。ただし、疾病葬祭費用補償特約・弁護士費用総合補償特約保険料を除きます。（令和2年6月現在）
（注5）保険料は、保険始期日（中途加入日）時点の満年齢によります。
（注6）年齢は、保険期間の初日現在の満年齢（中途加入の場合は、中途加入日時点）とします。
（注7）親孝行一時金支払特約をセットする場合、特約保険料は特約の被保険者（加入者の親御さま）の保険始期日（・中途加入日）時点の満年齢によります。

オプション

●オプションのみの加入はできません。基本プランとセットでお申込ください

女性特定疾病

基本補償内容	型名:J
女性特定疾病入院保険金 1回の入院180日限度、女性特定疾病入院通算支払限度1,000日	1日につき 5,000円
女性特定疾病退院後通院保険金 90日限度（継続して4日超入院の退院後の通院）	1日につき 3,000円
女性特定疾病手術保険金（手術保険金倍率変更特約および重大手術保険金倍率変更特約セット）	外来の手術：女性特定疾病入院保険金日額の 5倍 入院中の手術：女性特定疾病入院保険金日額の20倍 重大手術：女性特定疾病入院保険金日額の40倍
年齢（保険始期時の満年齢によります。）	月払保険料
～24歳	100 円
25～29歳	370 円
30～34歳	480 円
35～39歳	490 円
40～44歳	530 円
45～49歳	530 円
50～54歳	570 円
55～59歳	700 円
60～64歳	850 円
65～69歳	1,230 円
70～74歳	1,610 円
75～79歳	1,960 円

弁護のちから

補償内容		型名:G1	型名:G2
		4つのトラブル（•被害事故 •人格権侵害 •遺産分割調停 •借地・借家）	2つのトラブル（•被害事故 •人格権侵害）
弁護士費用補償	法律相談費用保険金（自己負担額1,000円）	通算5万円限度	
	弁護士委任費用保険金（自己負担割合10%）	通算100万円限度	
		月払保険料	
全年齢共通		510 円	240 円

●親介護プランのみの加入も可能です

親介護プラン

補償内容	型名:O1	型名:O2	型名:O3
保険金額	100万円	200万円	300万円
親御さまの年齢（保険始期時の満年齢によります。）	月払保険料		
40～44歳	20 円	40 円	50 円
45～49歳	40 円	70 円	100 円
50～54歳	70 円	130 円	190 円
55～59歳	130 円	250 円	380 円
60～64歳	260 円	520 円	780 円
65～69歳	570 円	1,130 円	1,690 円
70～74歳	1,200 円	2,390 円	3,580 円
75～79歳	2,510 円	5,010 円	7,510 円

加入依頼書記載例

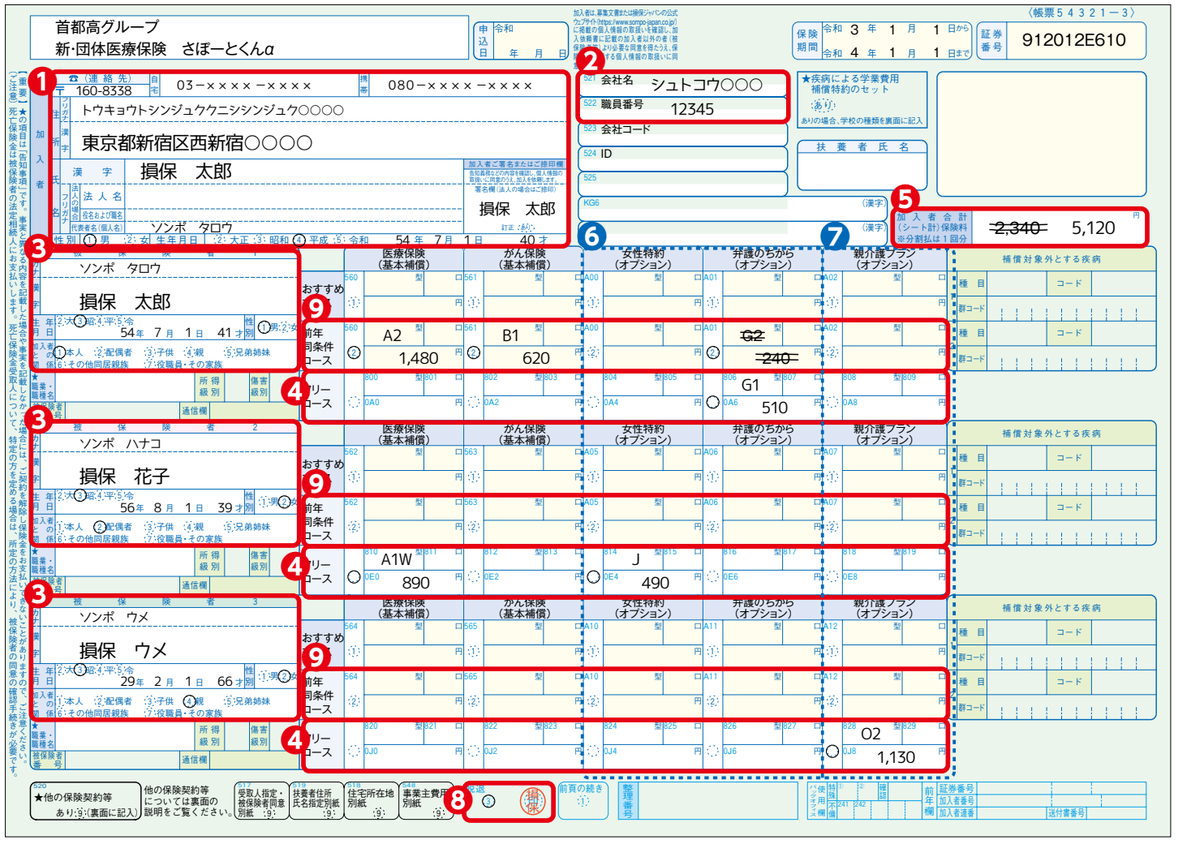

新規でご加入希望の場合

❶職員の方の漢字氏名・カナ氏名・住所・電話番号・性別・生年月日（1／1時点）をご記入のうえ、ご署名ください。

❷会社名・職員番号をご記入ください。

❸被保険者（保険の対象となる方）の漢字氏名・カナ氏名・性別・生年月日（1／1時点）をご記入のうえ、ご署名ください。
※親介護プランをご希望の場合、親御様の名前をご記入ください。

❹「フリーコース」欄にご希望の加入タイプ・合計保険料を記入し、◌に○印をしてください。（口数選択はできません。）

❺❹で記入した加入タイプの合計保険料をご記入ください。

❻❼ オプション（特約）です。女性特約と、弁護のちからは必ず基本プランとセットでご加入ください。

❼**親介護プランは基本プランがなくても単独でご加入いただけます。**
（例）損保太郎（加入者）のご加入がなくても、ウメ（親）が親介護プランのみでご加入できます。

プラン変更をご希望の場合

※加入タイプを変更する場合は、❾に印字されている加入タイプ、保険料を二重線で抹消してください。
おすすめコースをご希望の場合、①に○印をしてください。

❹その他のタイプをご希望の場合、「フリーコース」欄にご希望の加入タイプ・保険料を記入し、◌に○印をしてください。
（口数選択はできません。）

❺記入した全加入タイプの合計保険料をご記入ください。

脱退をご希望の場合

❽「脱退」欄の③に○印をし、ご捺印ください。

その他の注意事項

❾「前年同条件コース」は、ご契約更新後の補償内容・保険料を適用しています。パンフレットを必ず確認してください。
前年と同加入タイプで同条件にてご継続の場合は、加入依頼書の提出は不要です。

告知書記載例

＜代理告知の場合＞

（例）加入者が配偶者に代わって告知書に記入する場合

被保険者名	損保　花子（配偶者）
告知者署名	損保　太郎（加入者）
被保険者との関係	配偶者

（例）加入者が親に代わって告知書に記入する場合

被保険者名	損保　ウメ（親）
告知者署名	損保　太郎（加入者）
被保険者との関係	子

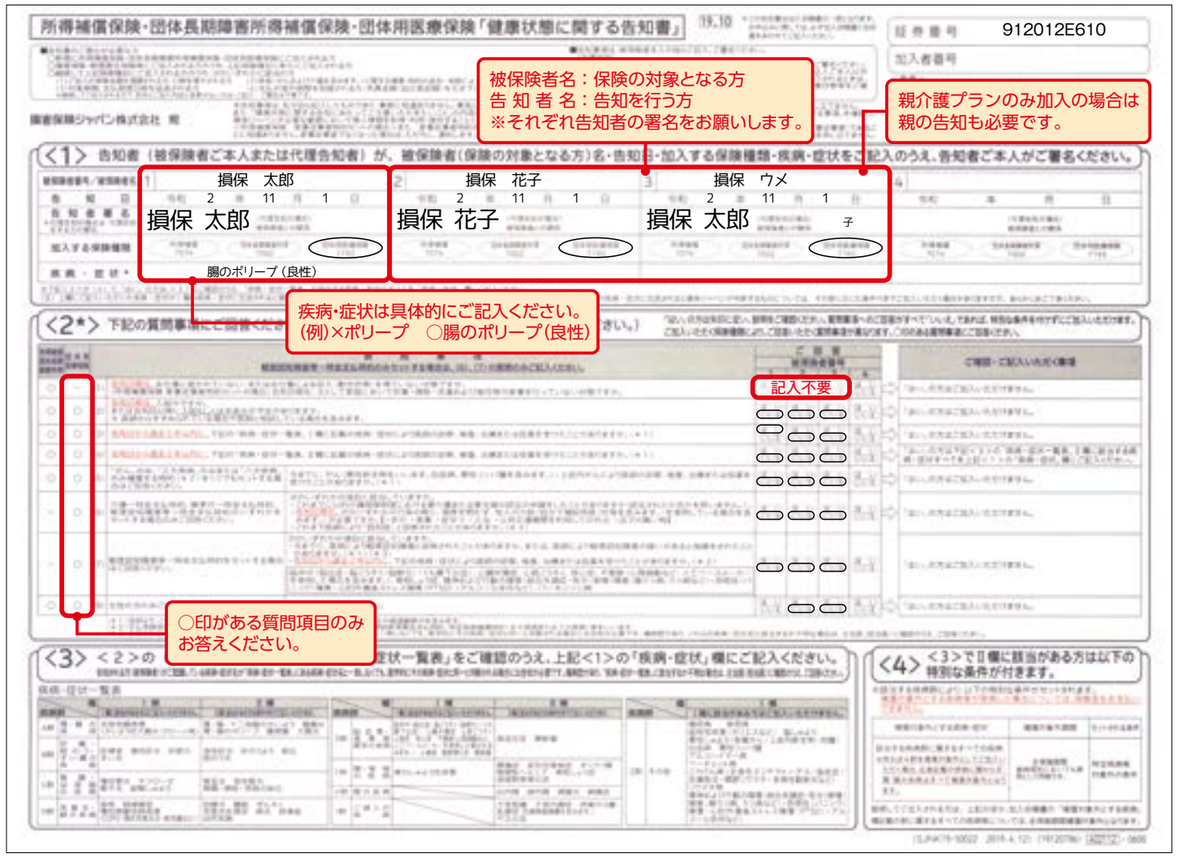

◎告知書の内容によりご加入をお断りする場合や、条件付きでご加入いただく場合があります。

1. Ⅰ欄の疾病について

告知日から過去2年以内に、医師の診察・検査・治療または投薬を受けた方。（医師より疾病・症状の疑いの指摘を受け、検査等の結果が判明しない場合や経過観察中を含みます。）を受けた方。 → ご加入いただけません。

2. Ⅱ欄の疾病について

告知日から過去2年以内に、医師の診察・検査・治療または投薬を受けた方。（医師より疾病・症状の疑いの指摘を受け、検査等の結果が判明しない場合や経過観察中を含みます。）を受けた方。 → ご加入いただけますが、その疾病群全体を補償対象外としてご加入いただけます。

例えば、A群を補償対象外としてご加入いただく場合、上表記載の病気に関わらず、胃腸の病気はすべて補償対象外となります。

■疾病・症状一覧表

疾病群		Ⅰ欄 Ⅰ欄に該当がある方はご加入いただけません。	Ⅱ欄 Ⅱ欄に該当がある方は条件付きでご加入いただけます。
A群	胃・腸の疾病	炎症性腸疾患（かいよう性大腸炎・クローン病）	胃・腸・十二指腸のかいよう　腹膜炎　胃・腸のポリープ　腸閉塞　大腸炎
B群	肝臓・胆のう・すい臓の疾病	肝硬変　慢性肝炎　肝肥大　すい炎	急性肝炎　肝のうよう　胆石　胆のう炎
C群	腎臓・泌尿器の疾病	慢性腎炎　ネフローゼ　腎不全　副腎しゅよう	腎盂炎　急性腎炎　腎臓・膀胱・尿路の結石
D群	気管支・肺の疾病	結核　肺線維症　慢性閉塞性肺疾患（COPD（慢性気管支炎・肺気腫など））	肋膜炎　膿胸　ぜんそく　気管支拡張症　肺炎　肺壊疽　自然気胸
E群	脳血管・循環器関係の疾病	脳卒中（脳出血、脳こうそく（脳軟化）、くも膜下出血）　心臓弁膜症　心筋こうそく　心筋症　狭心症　不整脈（心房細動など、人工ペースメーカーを使用した場合を含みます。）　心雑音　動脈硬化症　動脈瘤	高血圧症　静脈瘤
F群	腰・脊椎の疾病	骨のしゅよう性疾患	腰痛症　変形性脊椎症　ギックリ腰　椎間板ヘルニア　骨粗しょう症　後縦靭帯骨化症
H群	眼の疾病		白内障　緑内障　網膜炎　網膜症
I群	ご婦人の疾病		子宮筋腫　子宮内膜症　卵巣のう腫　乳腺症（乳腺線維腺腫を含みます。）　不正出血
Z群	その他		糖尿病　紫斑病　結核性疾患（カリエスなど）　脳しゅよう　悪性しゅよう（各種がん・上皮内新生物・肉腫）　白血病　悪性リンパ腫　アルツハイマー病　ベーチェット病　こうげん病（全身性エリテマトーデス・強皮症・皮膚筋炎・関節リウマチ・多発性動脈炎など）　リウマチ熱　精神および行動の障害（統合失調症・気分（感情）障害（躁うつ病、うつ病など）・恐慌症（パニック）障害・心的外傷後ストレス障害（PTSD）・アルコール依存など）

さぽーとくんα［現職者用］この保険のあらまし（契約概要のご説明・お手続方法）

ご加入に際して特にご確認いただきたい事項や、ご加入者にとって不利益になる事項等、特にご注意いただきたい事項を記載しています。
ご加入になる前に必ずお読みいただきますようお願いします。

加入者ご本人以外の被保険者（保険の対象となる方。以下同様とします。）にも、このパンフレットに記載した内容をお伝えください。
また、ご加入の際は、ご家族の方にもご契約内容をお知らせください。

商品の仕組み　この商品は団体総合保険普通保険約款に医療保険基本特約、疾病保険特約、がん保険特約等をセットしたものです。
保険契約者　首都高速道路株式会社
保 険 期 間　令和3年1月1日午後4時から1年間となります。
申込締切日　**令和2年12月11日（金）**
引受条件（保険金額等）、保険料、保険料払込方法等
引受条件（保険金額等）、保険料は本パンフレットに記載しておりますので、ご確認ください。
加入対象者　首都高速道路株式会社およびグループ会社の社員
被 保 険 者　首都高速道路株式会社およびグループ会社の社員またはご家族（配偶者・子供・両親・兄弟姉妹および同居の親族）を被保険者としてご加入いただけます（新規加入の場合、満69歳（継続加入の場合は満79歳）までの方が対象となります。）。
ただし、弁護士費用補償のあるG1・G2型をセットされる場合は未成年者を除きます。
お支払方法　令和3年3月分給与から毎月控除となります。（12回払）
お手続方法　下表のとおり必要書類にご記入のうえ、各社の福利厚生ご担当窓口までご送付ください。

【WEB申込対象の場合】

	募集期間中（令和2年10月21日～令和2年12月11日）	左記の募集期間以外
新規加入	WEB上でお手続きください。	――
継続加入	WEB上のお手続きは不要です。 ＊前年と同等内容で継続加入される方は自動更新	――
中途加入	――	各社の福利厚生ご担当窓口までご連絡ください。
内容変更	WEB上でお手続きください。	
脱　退	WEB上でお手続きください。	

【WEB申込対象外の場合】

	募集期間中（令和2年10月21日～令和2年12月11日）	左記の募集期間以外
新規加入	加入依頼書・健康告知書を各社の福利厚生ご担当窓口までご提出ください。	――
継続加入	加入依頼書のご提出は不要です。 ＊前年と同等内容で継続加入される方は自動更新	――
中途加入	――	各社の福利厚生ご担当窓口までご連絡ください。
内容変更	加入依頼書に変更後の内容を記載のうえ、各社の福利厚生ご担当窓口までご提出ください。	
脱　退	加入依頼書に脱退表示をし、各社の福利厚生ご担当窓口までご提出ください。	

中 途 加 入　保険期間の中途でのご加入は、毎月、受付をしています。その場合の保険期間は、毎月15日までの受付分は受付日の翌月1日（15日過ぎの受付分は翌々月1日）から令和4年1月1日午後4時までとなります。
保険料につきましては、中途加入の保険期間開始日の翌々月の給与から毎月控除します。中途加入を希望される場合は、各社の福利厚生ご担当窓口までご連絡ください。
中 途 脱 退　各社の福利厚生ご担当窓口までご連絡ください。
●団体割引は、本団体契約の前年のご加入人数により決定しています。次年度以降、割引率が変更となることがありますので、あらかじめご了承ください。また、団体のご加入人数が10名を下回った場合は、この団体契約は成立しませんので、ご了承ください。
満期返れい金・契約者配当金
この保険には、満期返れい金・契約者配当金はありません。
解約返れい金　脱退（解約）に際して、返れい金のお支払いはありません。

さぽーとくんα

申 込 締 切 日　**令和2年12月11日（金）**
保 険 期 間　**令和3年1月1日 午後4時から1年間**
保険料のお支払い　**令和3年3月分給与から毎月控除**
加入依頼書ご提出先　**（WEB申込対象外の場合）各会社の福利厚生ご担当窓口まで**

さぽーとくんα［退職者用］この保険のあらまし（契約概要のご説明・お手続方法）

ご加入に際して特にご確認いただきたい事項や、ご加入者にとって不利益になる事項等、特にご注意いただきたい事項を記載しています。
ご加入になる前に必ずお読みいただきますようお願いします。

加入者ご本人以外の被保険者（保険の対象となる方。以下同様とします。）にも、このパンフレットに記載した内容をお伝えください。
また、ご加入の際は、ご家族の方にもご契約内容をお知らせください。

商品の仕組み　この商品は団体総合保険普通保険約款に医療保険基本特約、疾病保険特約、がん保険特約等をセットしたものです。
保険契約者　首都高速道路株式会社
保 険 期 間　令和3年1月1日午後4時から1年間となります。
申込締切日　**令和2年12月11日（金）**
引受条件（保険金額等）、保険料、保険料払込方法等
引受条件（保険金額等）、保険料は別紙「さぽーとくんα退職者向け継続保険料のご案内」に記載しておりますので、ご確認ください。
加入対象者　首都高速道路株式会社およびグループ会社の退職者
被 保 険 者　首都高速道路株式会社およびグループ会社の退職者またはご家族（配偶者・子供・両親・兄弟姉妹および同居の親族）を被保険者としてご加入いただけます（新規加入の場合、満69歳（継続加入の場合は満79歳）までの方が対象となります。）。
ただし、弁護士費用補償のあるG1・G2型をセットされる場合は未成年者を除きます。
お支払方法　令和3年3月29日にご登録口座からお引落しとなります。（一時払）
お手続方法　下表のとおり必要書類にご記入のうえ、取扱代理店首都高保険サポートまでご送付ください。

【WEB申込対象外】

	募集期間中（令和2年10月21日～令和2年12月11日）	左記の募集期間以外
新規加入	加入依頼書・告知書を首都高保険サポートまでご提示ください。	――
継続加入	加入依頼書のご提出は不要です。 ＊前年と同等内容で継続加入される方は自動更新	――
中途加入	――	首都高保険サポートまでご連絡ください
内容変更	加入依頼書に変更後の内容を記載のうえ、首都高保険サポートまでご提出ください。	
脱　退	加入依頼書に脱退表示をし、首都高保険サポートまでご提出ください。	

中 途 加 入　保険期間の中途でのご加入は、毎月、受付をしています。その場合の保険期間は、毎月15日までの受付分は受付日の翌月1日（15日過ぎの受付分は翌々月1日）から令和4年1月1日午後4時までとなります。
保険料につきましては、中途加入の保険期間開始日の翌々月27日（金融機関が休業日の場合は翌営業日）にご登録口座からお引落しします。中途加入を希望される場合は、取扱代理店首都高保険サポートまでご連絡ください。
中 途 脱 退　取扱代理店首都高保険サポートまでご連絡ください。
●団体割引は、本団体契約の前年のご加入人数により決定しています。次年度以降、割引率が変更となることがありますので、あらかじめご了承ください。また、団体のご加入人数が10名を下回った場合は、この団体契約は成立しませんので、ご了承ください。
満期返れい金・契約者配当金
この保険には、満期返れい金・契約者配当金はありません。
解約返れい金　脱退（解約）に際して、返れい金のお支払いはありません。

さぽーとくんα

申 込 締 切 日　**令和2年12月11日（金）**
保 険 期 間　**令和3年1月1日 午後4時から1年間**
保険料のお支払い　**令和3年3月29日にご登録口座からお引落し（一時払）**
加入依頼書ご提出先　**取扱代理店首都高保険サポートまで**

17ページから重要事項記載 !!

さぽーとくんα 補償の内容【保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合】

基本プラン　**[医療コース]**

疾病保険特約　**被保険者が、日本国内または国外において保険期間中に疾病を被り、その直接の結果として、入院を開始した場合、手術を受けられた場合、退院後に通院された場合等に保険金をお支払いします。**

保険金の種類		保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
疾病	疾病入院保険金	保険期間中に疾病を被り、入院を開始した場合、1回の入院につき180日を限度として、入院した日数に対し、入院1日につき疾病入院保険金日額をお支払いします。ただし、初年度加入および継続加入の保険期間を通算して1,000日が限度となります。 疾病入院保険金の額 ＝ 疾病入院保険金日額 × 入院した日数	①故意または重大な過失 ②戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為(※1)を除きます。)、核燃料物質等によるもの ③自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ④無資格運転、酒気を帯びた状態での運転による事故 ⑤麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の使用(治療を目的として医師が用いた場合を除きます。) ⑥傷害 ⑦妊娠、出産。ただし、異常分娩等、「療養の給付」等(※2)の支払いの対象となる場合を除きます。 ⑧頸(けい)部症候群(いわゆる「むちうち症」)、腰痛等で医学的他覚所見(※3)のないもの ⑨アルコール依存、薬物依存等の精神障害 など (※1)「テロ行為」とは、政治的・社会的もしくは宗教・思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれと連帯するものがその主義・主張に関して行う暴力的行為をいいます。以下同様とします。 (※2)「療養の給付」等とは、公的医療保険制度を定める法令に規定された「療養の給付」に要する費用ならびに「療養費」、「家族療養費」、「保険外併用療養費」、「入院時食事療養費」、「移送費」および「家族移送費」をいいます。 (※3)「医学的他覚所見」とは、理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。以下同様とします。
	疾病手術保険金	以下の(1)または(2)のいずれかの場合に保険金をお支払いします。 (1)保険期間中に疾病を被り、かつその疾病の治療のために病院または診療所において以下①から③までのいずれかの手術(※1)を受けた場合、疾病手術保険金をお支払いします。なお、手術の種類によっては、回数などの制限があります。 ①公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、手術料の算定対象として列挙されている手術 ②先進医療に該当する手術(※2) ③放射線治療に該当する診療行為 手術(重大手術(※3)以外) <入院中に受けた手術の場合>　疾病手術保険金の額 ＝ 疾病入院保険金日額 × 20(倍) <外来で受けた手術の場合>　疾病手術保険金の額 ＝ 疾病入院保険金日額 × 5(倍) 重大手術(※3)　疾病手術保険金の額 ＝ 疾病入院保険金日額 × 40(倍) (注)重大手術を受けた場合は、入院中・外来を問わず、40倍とします。 (※1)以下の手術は対象となりません。 創傷処理、皮膚切開術、デブリードマン、骨または関節の非観血的または徒手的な整復術・整復固定術および授動術、抜歯手術、鼻焼灼術、美容整形上の手術、疾病を直接の原因としない不妊手術、診断・検査のための手術、公的医療保険制度における医科診療報酬点数表で手術料の算定対象とならない乳房再建術、視力矯正を目的としたレーザー・冷凍凝固による眼球手術(レーシック手術等)　など (※2)先進医療に該当する手術は、治療を直接の目的としてメス等の器具を用いて患部または必要部位に切除、摘出等の処置を施すものにかぎります。 (※3)重大手術とは以下の手術をいいます。 ①開頭手術(穿頭術を含みます。) ②悪性新生物に対する開胸手術および開腹手術(胸腔鏡・横隔鏡・腹腔鏡を用いた手術を含みます。) ③心臓・大動脈・大静脈・肺動脈・冠動脈の病変に対する開胸手術および開腹手術 ④四肢切断術(手指・足指を除きます。) ⑤脊髄(せきずい)腫瘍出術 ⑥日本国内で行われた、心臓・肺・肝臓・膵(すい)臓・腎(じん)臓(それぞれ、人工臓器を除きます。)の全体または一部の移植手術。ただし、臓器の移植に関する法律(平成9年法律第104号)に規定する移植手術にかぎります。 (2)骨髄幹細胞採取手術(※1)を受けた場合は、保険期間中に確認検査(※2)を受けた時を疾病を被った時とみなして、(1)と同様の保険金額を疾病手術保険金としてお支払いします。 (※1)ご加入初年度の保険期間の開始時からその日を含めて1年経過した後に受けた場合にお支払いの対象となります。なお、提供者と受容者が同一となる自家移植の場合は、保険金をお支払いしません。 (※2)「確認検査」とは、骨髄幹細胞の受容者との白血球の型等の適合等を確認するための検査のうち、最初に行ったものをいいます。ただし、骨髄バンクドナーの登録の検査を除きます。 疾病手術保険金は、手術を受けられるごとにお支払いしますが、手術の種類によっては、お支払いする回数・保険金の額に以下(1)から(4)までの制限があります。 (1)時期を同じくして2種類以上の手術を受けた場合、疾病手術保険金の額の最も高いいずれか1つの手術についてのみお支払いします。 (2)同一の手術(同一の先進医療に該当する手術を含みます。)を2回以上受けた場合で、それらの手術が一連の手術(※1)に該当するときは、同一手術期間(※2)に受けた一連の手術(※1)については、疾病手術保険金の額の最も高いいずれか1つの手術についてのみお支払いします。 (※1)一連の手術とは、医科診療報酬点数表または歯科診療報酬点数表において、一連の治療過程に連続して受けた場合でも手術料が1回のみ算定されるものとして定められている手術をいいます。 (※2)同一手術期間とは、一連の手術のうち最初に手術を受けた日からその日を含めて60日間をいいます。また、同一手術期間経過後に一連の手術を受けた場合は、直前の同一手術期間経過後最初にその手術を受けた日からその日を含めて60日間を新たな同一手術期間とします。 (3)医科診療報酬点数表または歯科診療報酬点数表において、手術料が1日につき算定されるものとして定められている手術を受けた場合は、その手術を受けた1日目についてのみお支払いします。 (4)放射線治療を2回以上受けた場合は、施術の開始日から60日の間に1回のお支払いを限度とします。	
	疾病退院後通院保険金	保険期間中に疾病を被り、継続して4日を超えて入院し、退院後の通院責任期間に通院した場合、1回の通院責任期間につき90日を限度として、通院した日数に対し、通院1日につき疾病退院後通院保険金日額をお支払いします。ただし、1回の入院について、最初の入院の開始日からその日を含めて1,000日を経過した日の翌日以降の通院に対しては、保険金をお支払いしません。 また、疾病入院保険金をお支払いするべき期間中の通院に対しては、疾病退院後通院保険金をお支払いしません。 **疾病退院後通院保険金の額 ＝ 疾病退院後通院保険金日額 × 通院した日数**	

保険金の種類		保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
疾病	三大疾病診断保険金	被保険者が責任開始日以降の保険期間中に次の①から③までのいずれかの支払事由に該当した場合、三大疾病診断保険金額をお支払いします。ただし、支払事由に該当した場合であっても、同一の支払事由に前回該当した日からその日を含めて1年以内であるときは、保険金をお支払いしません。 ①次のいずれかに該当したこと。 ア.初めてがんと診断確定されたこと。ただし、ご加入初年度の保険期間の開始日からその日を含めて91日目以降に該当した場合にかぎります。 イ.原発がん(※)が、治療したことにより、がんが認められない状態となり、その後初めてがんが再発または転移したと診断確定されたこと。 ウ.原発がんとは関係なく、がんが新たに生じたと診断確定されたこと。 ②急性心筋こうそくを発病し、その治療を直接の目的として入院を開始したこと。 ③脳卒中(くも膜下出血、脳内出血、脳こうそく)を発病し、その治療を直接の目的として入院を開始したこと。 (※)初年度契約からこの保険契約までの連続した継続契約のいずれかの保険期間中にすでに診断確定されたがんをいいます。	①故意または重大な過失 ②戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為を除きます。) ③核燃料物質(使用済燃料を含みます。)もしくは核燃料物質によって汚染された物(原子核分裂生成物を含みます。)の放射性、爆発性その他の有害な特性 ④上記以外の放射線照射または放射能汚染 など
	疾病葬祭費用保険金(注1)	保険期間中に疾病を被りかつ死亡され、被保険者の親族の方が葬祭費用を負担された場合、疾病葬祭費用保険金額を限度として、その負担した費用をお支払いします。	①故意または重大な過失 ②戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為を除きます。)、核燃料物質等によるもの ③自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ④無資格運転または酒気を帯びた状態での運転による事故 ⑤麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の使用(治療を目的として医師が用いた場合を除きます。) ⑥傷害 ⑦妊娠、出産。ただし、異常分娩等、「療養の給付」等(※)の支払いの対象となる場合を除きます。 ⑧頸(けい)部症候群(いわゆる「むちうち症」)、腰痛等で医学的他覚所見のないもの ⑨アルコール依存、薬物依存等の精神障害 など (※)「療養の給付」等とは、公的医療保険制度を定める法令に規定された「療養の給付」に要する費用ならびに「療養費」、「家族療養費」、「保険外併用療養費」、「入院時食事療養費」、「移送費」および「家族移送費」をいいます。
疾病・ケガ	先進医療等費用保険金(注1)	保険期間中に傷害または疾病を被り、被保険者が日本国内で先進医療等(※1)を受けたことにより負担した先進医療(※2)の技術料や臓器移植に要する費用等を先進医療等費用保険金額を限度にお支払いします。 (※1)先進医療および臓器移植術をいいます。 (※2)病院等において行われる医療行為のうち、一定の施設基準を満たした病院等が厚生労働省への届出により行う高度な医療技術をいいます。対象となる先進医療の種類については、保険期間中に変更となることがあります。 詳しくは厚生労働省ホームページ等をご覧ください。 (https://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/isei/sensiniryo/kikan.html)	①故意または重大な過失 ②戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為を除きます。)、核燃料物質等によるもの ③自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ④麻薬、大麻、あへん、覚せい剤等の使用(治療を目的として医師が用いた場合を除きます。) ⑤頸(けい)部症候群(いわゆる「むちうち症」)、腰痛等で医学的他覚所見のないもの ⑥無資格運転、酒気を帯びた状態での運転による事故 ⑦地震、噴火またはこれらによる津波 ⑧妊娠、出産 ⑨ピッケル等の登山用具を使用する山岳登はん、ロッククライミング(フリークライミングを含みます。)、登る壁の高さが５mを超えるボルダリング、航空機操縦(職務として操縦する場合を除きます。)、ハンググライダー搭乗等の危険な運動を行っている間の事故 ⑩自動車、原動機付自転車等による競技、競争、興行(これらに準ずるものおよび練習を含みます。)の間の事故 など

さぽーとくんα 補償の内容【保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合】

保険金の種類		保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
疾病・ケガ	介護一時金保険金	保険期間中に、疾病や傷害などにより所定の要介護状態(公的介護保険制度における要介護2から5に相当します。)となり、その要介護状態が要介護状態に該当した日からその日を含めて90日を超えて継続した場合、介護一時金保険金額をお支払いします。保険金をお支払いした場合この特約は失効するため、お支払いは1回かぎりとなります。	①故意または重大な過失 ②自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ③無資格運転、酒気を帯びた状態での運転による事故 ④麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の使用(治療を目的として医師が用いた場合を除きます。) ⑤アルコール依存、薬物依存または薬物乱用(治療を目的として医師が用いた場合を除きます。) ⑥先天性異常 ⑦地震、噴火またはこれらによる津波 ⑧戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為を除きます。)、核燃料物質等によるもの ⑨頸(けい)部症候群(いわゆる「むちうち症」)、腰痛等で医学的他覚所見のないもの など

(注1)補償内容が同様のご契約(※1)が他にある場合は、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故については、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。ご加入にあたっては、補償内容の差異や保険金額をご確認いただき、補償・特約の要否をご判断ください(※2)。
(※1)傷害保険の他、火災保険や自動車保険などにセットされる特約や他社のご契約を含みます。
(※2)1契約のみに補償・特約をセットした場合、ご契約を解約したときや、家族状況の変化(同居から別居への変更等)により被保険者が補償の対象外になったときなどは、補償がなくなることがありますので、ご注意ください。
(注2)初年度加入の締結の後に保険金のお支払条件の変更があった場合は、次の①または②の保険金の額のうち、いずれか低い金額をお支払いします。
ただし、入院の原因となった疾病を被った時から起算して1年を経過した後に入院を開始した場合を除きます。
①被保険者が疾病を被った時のお支払条件により算出された保険金の額
②被保険者が入院を開始した時のお支払条件により算出された保険金の額

基本プラン ［がんコース］

がん保険特約

被保険者が、責任開始日以降の保険期間中にがんと診断確定され、その直接の結果として、入院を開始した場合、手術を受けた場合、入院前後に通院された場合等に保険金をお支払いします。ご加入初年度の保険期間の開始日からその日を含めて91日目(責任開始日)以降に該当した支払事由が保険金お支払いの対象となります。

保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
がん診断保険金	責任開始日以降の保険期間中に初めてがんと診断確定された場合、またはがんと診断確定されその治療を直接の目的として入院を開始された場合、がん診断保険金額をお支払いします。なお、2回目以降のがん診断保険金のお支払いは、保険金の支払事由に該当した最終の日からその日を含めて2年以内に該当した支払事由については、保険金をお支払いしませんが、保険金の支払事由に該当した最終の日からその日を含めて2年を経過した日の翌日にがんの治療を直接の目的として継続して入院中の場合は、保険金をお支払いします。	①故意または重大な過失 ②戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為(※)を除きます。) ③核燃料物質(使用済燃料を含みます。)もしくは核燃料物質によって汚染された物(原子核分裂生成物を含みます。)の放射性、爆発性その他の有害な特性 ④上記以外の放射線照射または放射能汚染 ⑤がん以外での入院、手術、通院 など (※)「テロ行為」とは、政治的・社会的もしくは宗教・思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれと連帯するものがその主義・主張に関して行う暴力的行為をいいます。
がん入院保険金	責任開始日以降の保険期間中にがんと診断確定され、その直接の結果として入院を開始した場合、入院した日数に対し、入院1日につきがん入院保険金日額をお支払いします。 がん入院保険金の額 ＝ がん入院保険金日額 × 入院した日数	
がん手術保険金	責任開始日以降の保険期間中にがんと診断確定され、がんの治療のために病院または診療所において以下①から③までのいずれかの手術(※1)を受けた場合、がん手術保険金をお支払いします。 ①公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、手術料の算定対象として列挙されている手術 ②先進医療に該当する手術(※2) ③放射線治療に該当する診療行為 **手術(重大手術(※3)以外)** **<入院中に受けた手術の場合>　がん手術保険金の額 ＝ がん入院保険金日額 × 20(倍)** **<外来で受けた手術の場合>　がん手術保険金の額 ＝ がん入院保険金日額 × 5(倍)** **重大手術(※3)　がん手術保険金の額 ＝ がん入院保険金日額 × 40(倍)** (注)重大手術を受けた場合は、入院中・外来を問わず、40倍とします。	

(※1)以下の手術は対象となりません。
創傷処理、皮膚切開術、デブリードマン、骨または関節の非観血的または徒手的な整復術・整復固定術および授動術、抜歯手術、鼻焼灼術、美容整形上の手術、疾病を直接の原因としない不妊手術、診断・検査のための手術　など
(※2)先進医療に該当する手術は、治療を直接の目的としてメス等の器具を用いて患部または必要部位に切除、摘出等の処置を施すものにかぎります。
(※3)重大手術とは以下の手術をいいます。
①悪性新生物に対する開頭手術(穿頭術を含みます。)
②悪性新生物に対する開胸手術および開腹手術(胸腔鏡・縦隔鏡・腹腔鏡を用いた手術を含みます。)
③悪性新生物に対する四肢切断術(手指・足指を除きます。)

(次ページへ続きます。)

保険金の種類		保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
がん手術保険金		(前ページの続きです。) ④脊髄(せきずい)腫(悪性)摘出術 ⑤悪性新生物の治療を直接の目的として日本国内で行われた、心臓・肺・肝臓・膵(すい)臓・腎(じん)臓(それぞれ、人工臓器を除きます。)の全体または一部の移植手術。ただし、臓器の移植に関する法律(平成9年法律第104号)に規定する移植手術にかぎります。 がん手術保険金は、手術を受けられるごとにお支払いしますが、手術の種類によっては、お支払いする回数・保険金の額に以下(1)から(5)までの制限があります。 (1)時期を同じくして2種類以上の手術を受けた場合、がん手術保険金の額の最も高いいずれか1つの手術についてのみお支払いします。 (2)同一の手術(同一の先進医療に該当する手術を含みます。)を2回以上受けた場合で、それらの手術が一連の手術(※1)に該当するときは、同一手術期間(※2)に受けた一連の手術(※1)については、がん手術保険金の額の最も高いいずれか1つの手術についてのみお支払いします。 (※1)一連の手術とは、医科診療報酬点数表または歯科診療報酬点数表において、一連の治療過程に連続して受けた場合でも手術料が1回のみ算定されるものとして定められている手術をいいます。 (※2)同一手術期間とは、一連の手術のうち最初に手術を受けた日からその日を含めて60日間をいいます。また、同一手術期間経過後に一連の手術を受けた場合は、直前の同一手術期間経過後最初にその手術を受けた日からその日を含めて60日間を新たな同一手術期間とします。 (3)医科診療報酬点数表または歯科診療報酬点数表において、手術料が1日につき算定されるものとして定められている手術を受けた場合は、その手術を受けた1日目についてのみお支払いします。 (4)放射線治療を2回以上受けた場合は、施術の開始日から60日の間に1回のお支払いを限度とします。 (5)乳房再建術については、公的医療保険制度における医科診療報酬点数表の手術料算定対象として列挙されている診療行為に該当しない場合であっても、がん手術保険金をお支払いします。ただし、その場合は、1回の入院につき1乳房に対して1回のお支払いを限度とします。	①故意または重大な過失 ②戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為(※)を除きます。) ③核燃料物質(使用済燃料を含みます。)もしくは核燃料物質によって汚染された物(原子核分裂生成物を含みます。)の放射性、爆発性その他の有害な特性 ④上記以外の放射線照射または放射能汚染 ⑤がん以外での入院、手術、通院 など (※)「テロ行為」とは、政治的・社会的もしくは宗教・思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれと連帯するものがその主義・主張に関して行う暴力的行為をいいます。
がん通院保険金		責任開始日以降の保険期間中にがんと診断確定され、その直接の結果として継続して4日を超えて入院し、その入院前後の通院責任期間に、がんの治療を直接の目的として通院された場合、通院した日数に対し、通院1日につきがん通院保険金日額をお支払いします。ただし、1回の通院責任期間につき通院支払限度日数は45日とします。また、がん入院保険金をお支払いするべき期間中の通院に対しては、がん通院保険金をお支払いしません。 がん通院保険金の額 ＝ がん通院保険金日額 × 通院した日数	
がん退院一時金		責任開始日以降の保険期間中にがんと診断確定され、その直接の結果として継続して20日を超えて入院した後、生存している状態で退院した場合、がん退院一時金保険金額をお支払いします。ただし、保険金が支払われることとなった最後の入院の退院日からその日を含めて30日に満たない日に開始した入院による退院については、保険金をお支払いしません。	

(注)初年度加入の締結の後に保険金のお支払条件の変更があった場合は、次の①または②の保険金の額のうち、いずれか低い金額をお支払いします。
①このご契約のお支払条件により算出された保険金の額
②被保険者ががんと診断確定された時のご契約のお支払条件により算出された保険金の額

オプション ［女性特約疾病］

保険金の種類		保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
女性特定疾病補償特約	女性特定疾病入院保険金	保険期間中に所定の女性特定疾病(乳がん、子宮がん、子宮筋腫、妊娠の合併症等)を被り、入院を開始した場合、1回の入院につき180日を限度として、入院した日数に対し、入院1日につき女性特定疾病入院保険金日額をお支払いします。 ただし、初年度加入および継続加入の保険期間を通算して1,000日が限度となります。 **女性特定疾病入院保険金の額 ＝ 女性特定疾病入院保険金日額 × 入院した日数**	①故意または重大な過失 ②戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為を除きます。)、核燃料物質等によるもの ③自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ④無資格運転または酒気を帯びた状態での運転による事故 ⑤麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の使用(治療を目的として医師が用いた場合を除きます。) ⑥傷害 ⑦妊娠、出産。ただし、異常分娩等、「療養の給付」等(※)の支払いの対象となる場合を除きます。 ⑧頸(けい)部症候群(いわゆる「むちうち症」)、腰痛等で医学的他覚所見のないもの
	女性特定疾病手術保険金	保険期間中に所定の女性特定疾病(乳がん、子宮がん、子宮筋腫、妊娠の合併症等)を被り、その女性特定疾病の治療のために病院または診療所において以下の①から③までのいずれかの手術(※1)を受けた場合、女性特定疾病手術保険金をお支払いします。 ①公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、手術料の算定対象として列挙されている手術 ②先進医療に該当する手術(※2) ③放射線治療に該当する診療行為 **手術(重大手術(※3)以外)** **<入院中に受けた手術の場合>　女性特定疾病手術保険金の額 ＝ 女性特定疾病入院保険金日額 × 20(倍)** **<外来で受けた手術の場合>　女性特定疾病手術保険金の額 ＝ 女性特定疾病入院保険金日額 × 5(倍)** **重大手術(※3)　女性特定疾病手術保険金の額 ＝ 女性特定疾病入院保険金日額 × 40(倍)** (注)重大手術を受けた場合は、入院中・外来を問わず、40倍とします。	

(次ページへ続きます。)

さぽーとくんα 補償の内容【保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合】

保険金の種類		保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
女性特定疾病補償特約	女性特定疾病手術保険金	（前ページの続きです。） （※1）以下の手術は対象となりません。 創傷処理、皮膚切開術、デブリードマン、骨または関節の非観血的または徒手的な整復術・整復固定術および授動術、抜歯手術、鼻焼灼術、美容整形上の手術、女性特定疾病を直接の原因としない不妊手術、診断・検査のための手術、視力矯正を目的としたレーザー・冷凍凝固による眼球手術（レーシック手術等）　など （※2）先進医療に該当する手術は、治療を直接の目的としてメス等の器具を用いて患部または必要部位に切除、摘出等の処置を施すものにかぎります。 （※3）重大手術とは以下の手術をいいます。 ①開頭手術（穿頭術を含みます。） ②悪性新生物に対する開胸手術および開腹手術（胸腔鏡・横隔鏡・腹腔鏡を用いた手術を含みます。） ③心臓・大動脈・大静脈・肺動脈・冠動脈の病変に対する開胸手術および開腹手術 ④四肢切断術（手指・足指を除きます。） ⑤脊髄（せきずい）腫摘出術 ⑥日本国内で行われた、心臓・肺・肝臓・膵（すい）臓・腎（じん）臓（それぞれ、人工臓器を除きます。）の全体または一部の移植手術。ただし、臓器の移植に関する法律（平成9年法律第104号）に規定する移植手術にかぎります。 女性特定疾病手術保険金は、手術を受けられるごとにお支払いしますが、手術の種類によっては、お支払いする回数・保険金の額に以下(1)から(5)までの制限があります。 (1)時期を同じくして2種類以上の手術を受けた場合、女性特定疾病手術保険金の額の最も高いいずれか1つの手術についてのみお支払いします。 (2)同一の手術（同一の先進医療に該当する手術を含みます。）を2回以上受けた場合で、それらの手術が一連の手術（※1）に該当するときは、同一手術期間（※2）に受けた一連の手術（※1）については、女性特定疾病手術保険金の額の最も高いいずれか1つの手術についてのみお支払いします。 （※1）一連の手術とは、医科診療報酬点数表または歯科診療報酬点数表において、一連の治療過程に連続して受けた場合でも手術料が１回のみ算定されるものとして定められている手術をいいます。 （※2）同一手術期間とは、一連の手術のうち最初に手術を受けた日からその日を含めて60日間をいいます。また、同一手術期間経過後に一連の手術を受けた場合は、直前の同一手術期間経過後最初にその手術を受けた日からその日を含めて60日間を新たな同一手術期間とします。 (3)医科診療報酬点数表または歯科診療報酬点数表において、手術料が1日につき算定されるものとして定められている手術を受けた場合は、その手術を受けた1日目についてのみお支払いします。 (4)放射線治療を2回以上受けた場合は、施術の開始日から60日の間に1回のお支払いを限度とします。 (5)乳房再建術については、公的医療保険制度における医科診療報酬点数表の手術料算定対象として列挙されている診療行為に該当しない場合であっても、女性特定疾病手術保険金をお支払いします（疾病手術保険金はお支払いしません。）。 ただし、その場合は、1回の入院につき1乳房に対して1回のお支払いを限度とします。	（前ページの続きです。） ⑨アルコール依存、薬物依存等の精神障害 など （※）「療養の給付」等とは、公的医療保険制度を定める法令に規定された「療養の給付」に要する費用ならびに「療養費」、「家族療養費」、「保険外併用療養費」、「入院時食事療養費」、「移送費」および「家族移送費」をいいます。
	女性特定疾病退院後通院保険金	保険期間中に所定の女性特定疾病（乳がん、子宮がん、子宮筋腫、妊娠の合併症等）を被り、継続して4日を超えて入院し、退院後の通院責任期間中に通院した場合、1回の通院責任期間につき90日を限度として、通院した日数に対し、通院1日につき女性特定疾病退院後通院保険金日額をお支払いします。ただし、1回の入院について、最初の入院の開始日からその日を含めて1,000日を経過した日の翌日以降の通院に対しては、保険金をお支払いしません。 **女性特定疾病退院後通院保険金の額 = 女性特定疾病退院後通院保険金日額 × 通院した日数** また、女性特定疾病入院保険金をお支払いするべき期間中の通院に対しては、女性特定疾病退院後通院保険金をお支払いしません。	①故意または重大な過失 ②戦争、外国の武力行使、暴動（テロ行為を除きます。）、核燃料物質等によるもの ③自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ④無資格運転または酒気を帯びた状態での運転による事故 ⑤麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の使用（治療を目的として医師が用いた場合を除きます。） ⑥傷害 ⑦妊娠、出産。ただし、異常分娩等、「療養の給付」等（※）の支払いの対象となる場合を除きます。 ⑧頸（けい）部症候群（いわゆる「むちうち症」）、腰痛等で医学的他覚所見のないもの ⑨アルコール依存、薬物依存等の精神障害 など （※）「療養の給付」等とは、公的医療保険制度を定める法令に規定された「療養の給付」に要する費用ならびに「療養費」、「家族療養費」、「保険外併用療養費」、「入院時食事療養費」、「移送費」および「家族移送費」をいいます。

（注）初年度加入の締結の後に保険金のお支払条件の変更があった場合は、次の①または②の保険金の額のうち、いずれか低い金額をお支払いします。
ただし、入院の原因となった疾病を被った時から起算して1年を経過した後に入院を開始した場合を除きます。
①被保険者が疾病を被った時のお支払条件により算出された保険金の額
②被保険者が入院を開始した時のお支払条件により算出された保険金の額

［弁護のちから］

弁護士費用補償（弁護士費用総合補償特約）

保険金の種類		保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
弁護士費用（日本国内の法令に基づき解決するトラブルが対象）	弁護士費用（＊） 法律相談費用保険金 ＋ 弁護士委任費用保険金	被保険者が、保険期間中の原因事故によって発生した以下の該当するトラブル（※1）について、弁護士への法律相談または委任を行った場合は、それによって、事前に損保ジャパンの同意を得て、保険期間中に法律相談費用または弁護士委任費用を負担することにより被った損害に対して、法律相談費用保険金または弁護士委任費用保険金をお支払いします。ただし、以下(1)・(2)・(4)のトラブルの場合は、被保険者を親権者とする未成年かつ未婚の子が被った原因事故に関するトラブルについても対象となります。 なお、(1)・(4)のトラブルに該当する場合において、補償の対象となる原因事故によって被保険者が死亡したときは、保険金を請求する権利を有するのは法定相続人となります。 該当するトラブルとは、G1タイプの場合は(1)から(4)までのいずれか、G2タイプの場合は(1)と(4)のいずれかをいいます。 (1)被害事故に関するトラブル ケガを負わされた、財物を壊された、盗難または詐取にあった等（※2）の被害を被ったことによるトラブルをいいます。 (2)借地または借家に関するトラブル 賃借している土地、建物に関する地代、賃料、敷金、礼金、契約期間等の賃貸借契約における地主または家主とのトラブルをいいます。ただし、被保険者または被保険者を親権者とする未成年かつ未婚の子からの不当な申立てによる賃貸借契約の条件交渉（賃貸借契約の更新に際しての条件交渉を含みます。）に関するトラブルを含みません。 (3)遺産分割調停に関するトラブル 被保険者と他の相続人との間の遺産分割または遺留分の減殺請求（※3）における調停等のトラブルをいいます。ただし、被保険者本人が負担した、調停等に要した費用のみ対象となります。なお、相続放棄、限定承認、遺産分割協議書の作成および不動産の名義変更に関する費用を含みません。 （注）保険金の請求は、調停等を申し立てた時以降にかぎり可能となります。 (4)人格権侵害に関するトラブル 不当な身体の拘束による自由の侵害、名誉き損、プライバシーの侵害、痴漢、ストーカー行為、いじめまたは嫌がらせにより、精神的苦痛を被ったことに関するトラブルをいいます。 （注1）警察等の公的機関または学校等の相談窓口等への届出等をし、その事実を客観的に証明できるトラブルにかぎります。 （注2）原因事故が初年度契約の保険期間の開始日からその日を含めて90日を経過する日までの間に発生したことによるトラブルに対しては、保険金をお支払いしません。 **保険金種類**：**お支払いする保険金の額** **法律相談費用保険金**：法律相談（※4）の対価として弁護士に支払われるべき、事前に損保ジャパンの同意を得た費用を負担することにより被った損害に対し、法律相談費用保険金をお支払いします。ただし、保険期間を通じ、法律相談費用の保険金額を限度とします。 法律相談費用保険金の額＝損害の額－自己負担額1,000円 **弁護士委任費用保険金**：弁護士委任（※4）によりトラブルを解決するために要する、事前に損保ジャパンの同意を得た着手金、報酬金、手数料、訴訟費用および諸経費（※5）を負担することにより被った損害に対し、弁護士委任費用保険金をお支払いします。ただし、保険期間を通じ、弁護士委任費用の保険金額を限度とします。なお、顧問料および日当は、対象となりません。 弁護士委任費用保険金の額＝損害の額×（100%－自己負担割合10%） （注）初年度加入の締結の後に保険金のお支払条件の変更があった場合は、以下①または②の保険金の額のうち、いずれか低い金額をお支払いします。 ①被保険者または被保険者を親権者とする未成年かつ未婚の子に原因事故が発生した時のお支払条件により算出した保険金の額 ②保険金請求権者が行った最初の法律相談または弁護士委任のうちいずれか早い時のお支払条件により算出した保険金の額 （※1）日本の国内法に基づき解決するトラブルにかぎります。 （※2）財物の盗難または詐取にあったこと等による被害の場合は、警察への届出を行ったものにかぎります。 （※3）遺留分の減殺請求とは、被保険者の遺留分の侵害に関する返還請求をいいます。 （※4）同一のトラブルに起因して行われた一連の法律相談または弁護士委任は、法律相談もしくは弁護士委任の回数または当事者の人数等にかかわらず、それぞれ1つの法律相談または弁護士委任とみなし、保険金が支払われる最初の法律相談または弁護士委任が行われた時に一連の法律相談および弁護士委任が行われたものとみなし、保険金の限度額を適用します。 （※5）諸経費とは、弁護士が、依頼者に対して着手金および報酬金等とは別に請求する郵便切手代、収入印紙代、謄写料、交通費、通信費、宿泊費、調査費用およびその他委任事務処理に要する費用をいいます。ただし、保証金、保管料、供託金およびこれらに類する費用を含みません。	【全トラブルに共通の事由】 ①故意、重大な過失または契約違反 ②自殺行為（※）、犯罪行為または闘争行為 ③麻薬、大麻、あへん、覚せい剤またはシンナー等の使用 ④戦争、外国の武力行使、暴動（テロ行為を除きます。）、核燃料物質等によるもの ⑤地震、噴火またはこれらによる津波 ⑥国または公共団体の強制執行または即時強制 ⑦財物の欠陥、自然の消耗または性質によるさび、かび、変色、ねずみ食い、虫食い等。 ただし、これにより身体の障害または他の財物の損壊が発生している場合は除きます。 ⑧被保険者または被保険者を親権者とする未成年かつ未婚の子の職務遂行に関するトラブルおよび職場におけるいじめもしくは嫌がらせによる精神的苦痛に関するトラブル ⑨主として被保険者または被保険者を親権者とする未成年かつ未婚の子の職務のために使用される動産または不動産の所有、使用または管理に起因する事由 ⑩債務整理および金銭消費貸借契約に関するトラブル（過払金の返還請求に関するトラブルを含みます。）。ただし、詐取による被害事故に関するトラブルを除きます。 ⑪保険契約または共済契約に関する事由。 ただし、相続財産としての保険契約または共済契約の遺産分割調停に関するトラブルを除きます。 など （※）この保険契約で保険金の支払対象となるトラブルの原因事故によって自殺し、かつ、支払条件を満たすことが明らかな場合を除きます。 【各トラブル固有の事由】 左記(1)に該当する場合 ⑫自動車等の所有、使用もしくは搭乗または管理に起因して発生した、被保険者または被保険者を親権者とする未婚の子が被った被害事故に関するトラブル ⑬医師等が行う診療、診察、検査、診断、治療、看護または疾病の予防 ⑭あんま、マッサージ、指圧、鍼、灸または柔道整復等 ⑮薬剤師等による医薬品等の調剤、調整、鑑定、販売、授与またはこれらの指示 ⑯身体の美容または整形 左記(1)・(2)・(4)に該当する場合 ⑰被保険者または被保険者を親権者とする未成年かつ未婚の子とその親族との間で発生した事由 左記(1)・(4)に該当する場合 ⑱環境汚染 ⑲環境ホルモン、石綿またはこれと同種の有害な特性に起因する事由 ⑳騒音、振動、悪臭、日照不足等 ㉑電磁波障害 など

（＊）補償内容が同様のご契約（※1）が他にある場合は、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故については、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。ご加入にあたっては、補償内容の差異や保険金額をご確認いただき、補償・特約の要否をご判断ください（※2）。
（※1）傷害保険の他、火災保険や自動車保険などにセットされる特約や他社のご契約を含みます。
（※2）1契約のみに補償・特約をセットした場合、ご契約を解約したときや、家族状況の変化（同居から別居への変更等）により被保険者が補償の対象外になったときなどは、補償がなくなることがありますので、ご注意ください。

[親介護プラン]

保険金の種類		保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
疾病・ケガ	親孝行一時金	被保険者(本人の親で、加入時に指定された方となります。)が公的介護保険制度を定める法令に規定された要介護状態区分の要介護2から5のいずれかに該当する認定を受け、その状態が要介護認定を受けた日(公的介護保険制度に基づいて申請を行った日)からその日を含めて90日を超えて継続した場合、被保険者へ親孝行一時金保険金額をお支払いします。保険金をお支払いした場合この特約は失効するため、お支払いは1回かぎりとなります。 (注1)初年度契約については、保険始期からその日を含めて91日目以降に該当した支払事由がお支払いの対象となります。 (注2)本特約の被保険者(親)の引受対象年齢は、新規加入の場合40歳以上69歳以下(継続加入は79歳以下)の方となります。 (注3)保険金支払条件変更特約(親孝行一時金用)がセットされています。	①故意または重大な過失 ②自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ③無資格運転、酒気を帯びた状態での運転による事故 ④麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の使用(治療を目的として医師が用いた場合を除きます。) ⑤アルコール依存、薬物依存または薬物乱用(治療を目的として医師が用いた場合を除きます。) ⑥先天性異常 ⑦地震、噴火またはこれらによる津波 ⑧戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為を除きます。)、核燃料物質等によるもの ⑨頸(けい)部症候群(いわゆる「むちうち症」)、腰痛等で医学的他覚所見のないもの など

(注)初年度加入の締結の後に保険金のお支払条件の変更があった場合は、次の①または②の保険金の額のうち、いずれか低い金額をお支払いします。
ただし、入院の原因となった疾病を被った時から起算して1年を経過した後に入院を開始した場合を除きます。
①被保険者が疾病を被った時のお支払条件により算出された保険金の額
②被保険者が入院を開始した時のお支払条件により算出された保険金の額

その他ご注意いただくこと

●特定疾病等対象外特約について

告知書で告知していただいた内容により、ご加入をお断りする場合や、特別な条件付きでご加入いただく場合があります。特別な条件付きでご加入いただく場合は、「特定疾病等対象外特約」により、特定の疾病群について補償対象外とする条件付きでご加入いただけます。
(※)例えば、F群「腰・脊椎の疾病」の場合、告知書記載の疾病に関わらず、腰・脊椎の疾病はすべて補償の対象外となります。

＊「特定疾病等対象外特約」をセットされた条件でのご契約を継続される場合、継続契約においても、原則として「特定疾病等対象外特約」がセットされます。
＊ご継続時に補償対象外とする疾病群が完治してから1年以上経過されている場合は、継続契約の保険始期から「特定疾病等対象外特約」を削除できることがあります。ただし、被保険者の年齢や補償対象外とする疾病群によっては、「特定疾病等対象外特約」を削除できないこともあります。また、保険期間の中途での削除はできません。

(削除できない場合の例)
○補償対象外とする疾病群が複数の場合
○告知書「疾病・症状一覧表」のF群(腰・脊椎の疾病)が補償対象外となっている場合

など

詳しい内容につきましては、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

用語のご説明

用語	用語の定義
がん	「厚生労働省大臣官房統計情報部編、疾病、傷害および死因統計分類提要ICD-10(2003年版)準拠」に定められた分類項目中、所定の悪性新生物をいいます。詳細につきましては、損保ジャパン公式ウェブサイト掲載の約款集をご覧ください。
がんと診断確定された時	医師または歯科医師(※)が、病理組織学的所見(剖検や生検)、細胞学的所見、理学的所見(X線や内視鏡等)、臨床学的所見および手術所見の全部またはいずれかによってがんと診断確定した時をいいます。 (※)被保険者が医師または歯科医師である場合は、被保険者以外の医師または歯科医師をいいます。
原因事故	法律相談または弁護士委任に至るトラブルの原因となった偶然な事故または事由をいいます。 原因事故の発生の時は、それぞれのトラブルごとに以下の時をいいます。 トラブルの種類 / 原因事故の発生の時 1.被害事故に関するトラブル / 被保険者または被保険者を親権者とする未成年かつ未婚の子が被害を被った時 2.借地または借家に関するトラブル / 被保険者または被保険者を親権者とする未成年かつ未婚の子が貸借人となる賃貸借契約における地代・賃料・敷金等に関する事由が発生した時(通知を受けることによってトラブルの発生を知った時は、初めてその通知を受領した時) 3.遺産分割調停に関するトラブル / 被保険者の被相続人が死亡した時 4.人格権侵害に関するトラブル / 被保険者または被保険者を親権者とする未成年かつ未婚の子が精神的苦痛を初めて被った時
財物	被保険者または被保険者を親権者とする未成年かつ未婚の子が所有、使用または管理する財産的価値を有する有体物(通貨、預貯金証書、株券、手形その他の有価証券、印紙、切手その他これらに準ずるものを含みます。)をいい、データ、ソフトウェア、プログラム等の無体物のほか、著作権、特許権、商号権、漁業権、営業権、鉱業権その他これらに類する権利等の財産権を含みません。
財物の損壊	財物の滅失、汚損または損傷をいいます。
疾病(病気)	傷害以外の身体の障害をいいます。

用語	用語の定義
傷害(ケガ)	急激かつ偶然な外来の事故によって被った身体の傷害をいい、この傷害には、身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取した場合に生ずる中毒症状を含みます。ただし、細菌性食中毒、ウイルス性食中毒は含みません。 ・「急激」とは、突発的に発生することであり、ケガの原因としての事故がゆるやかに発生するのではなく、原因となった事故から結果としてのケガまでの過程が直接的で時間的間隔のないことを意味します。 ・「偶然」とは、「原因の発生が偶然である」「結果の発生が偶然である」「原因・結果とも偶然である」のいずれかに該当する予知されない出来事をいいます。 ・「外来」とは、ケガの原因が被保険者の身体の外からの作用によることをいいます。 (注)靴ずれ、車酔い、熱中症、しもやけ等は、「急激かつ偶然な外来の事故」に該当しません。
責任開始日(がん)	ご加入初年度の保険期間の開始日からその日を含めて90日を経過した日の翌日をいいます。
先進医療	病院等において行われる医療行為のうち、一定の施設基準を満たした病院等が厚生労働省への届出により行う高度な医療技術をいいます。対象となる先進医療の種類については、保険期間中に変更となることがあります。詳しくは厚生労働省ホームページをご覧ください。(https://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/isei/sensiniryo/kikan.html)
治療	医師が必要であると認め、医師が行う治療をいいます。ただし、被保険者が医師である場合は、被保険者以外の医師による治療をいいます。
調停等	調停、審判、抗告または訴訟をいいます。ただし、日本国内で申し立てられた、または提起された場合にかぎります。
通院	病院もしくは診療所に通い、または往診により、治療を受けることをいいます。ただし、治療を伴わない、薬剤、診断書、医療器具等の受領等のためのものは含みません。
通院責任期間(がん)	入院の開始日の前日からその日を含めて60日前の日に始まり、その入院の退院日の翌日からその日を含めて180日を経過した日に終わる期間をいいます。
通院責任期間(疾病)	1回の入院について、最初の入院の開始日に始まり、最後の入院の退院日の翌日からその日を含めて120日を経過した日に終わる期間をいいます。
入院	自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。ただし、美容上の処置、正常分娩、疾病を直接の原因としない不妊手術、治療処置を伴わない人間ドック検査等による入院は除きます。
1回の入院(疾病)	入院が終了した日からその日を含めて180日を経過した日までの期間中に、同一の身体の障害(疾病については、前の入院の原因となった疾病と医学上密接な関係にあると認められる疾病を含みます。)により再入院された場合は、前後の入院を合わせて1回の入院とみなします。保険金をお支払いするべき入院中に、保険金をお支払いするべき他の身体の障害を被った場合は、当初の入院と他の身体の障害による入院を合わせて1回の入院とみなします。
乳房再建術(がん)	がんの治療を直接の目的とした乳房の切除術により喪失された乳房の形態を皮膚弁(※)または人工物を用いて正常に近い形態に戻すことを目的とする手術をいいます。乳頭または乳輪を対象とする手術は、乳房再建術には含みません。 (※)皮膚弁 皮膚の欠損部を被覆するための植皮術は含みません。
被保険者を親権者とする未成年かつ未婚の子	被保険者との続柄は、原因事故発生時におけるものをいいます。
弁護士	弁護士法(昭和24年法律第205号)の規定により、日本弁護士連合会に備えた弁護士名簿に登録された者をいいます。なお、被保険者が弁護士の場合は、被保険者以外の弁護士をいいます。
放射線治療	次の①または②のいずれかに該当する診療行為をいいます。 ①公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、放射線治療料の算定対象として列挙されている診療行為(※)。ただし、血液照射を除きます。 ②先進医療に該当する放射線照射または温熱療法による診療行為 (※)歯科診療報酬点数表に放射線治療料の算定対象として列挙されている診療行為のうち、医科診療報酬点数表においても放射線治療料の算定対象として列挙されている診療行為を含みます。
法律相談	弁護士法(昭和24年法律第205号)第3条(弁護士の職務)に規定する「その他一般の法律事務」に基づく法律相談をいいます。ただし、口頭による鑑定、電話による相談またはこれらに付随する手紙等の書面の作成もしくは連絡等を含みます。
保険金請求権者	弁護士費用補償においては、トラブルの当事者である被保険者をいいます。ただし、被害事故に関するトラブルまたは人格権侵害に関するトラブルにおける原因事故によって被保険者が死亡した場合は、その法定相続人として、法律上の損害賠償請求に関する法律相談または弁護士委任を行う者を含みます。
未婚	これまでに婚姻歴がないことをいいます。
免責金額	支払保険金の算出にあたり、損害の額から控除する自己負担額をいいます。

ご加入に際して、特にご注意いただきたいこと（注意喚起情報のご説明）

1. クーリングオフ

この保険は団体契約であり、クーリングオフの対象とはなりません。

2. ご加入時における注意事項（告知義務等）

●ご加入の際は、加入依頼書・告知書の記載内容に間違いがないか十分ご確認ください。

●加入依頼書・告知書にご記入いただく内容は、損保ジャパンが公平な引受判断を行ううえで重要な事項となります。

●ご契約者または被保険者（保険の対象となる方）(※1)には、告知事項(※2)について、事実を正確にご回答いただく義務（告知義務）があります。

（※1）親孝行一時金支払特約をセットする場合、特約の被保険者である加入者の親御さまも含まれます。

（※2）「告知事項」とは、危険に関する重要な事項のうち、加入依頼書・告知書の記載事項とすることによって損保ジャパンが告知を求めたものをいい、他の保険契約等に関する事項を含みます。

<告知事項>この保険における告知事項は、次のとおりです。

★被保険者の過去の傷病歴、現在の健康状態
告知される方（被保険者）がご認識している疾病・症状名が「疾病・症状一覧表」にある疾病・症状名と一致しなくても、医学的にその疾病・症状名と同一と判断される場合には告知が必要です。傷病歴があり、「疾病・症状一覧表」に該当するか不明な場合は、主治医（担当医）に確認のうえ、ご回答ください。

★他の保険契約等(※)の加入状況

（※）「他の保険契約等」とは、医療保険、がん保険、傷害保険、各種商品の入院特約等、この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。

＊口頭でお話し、または資料提示されただけでは告知していただいたことにはなりません。

＊告知事項について、事実を記入されなかった場合または事実と異なることを記入された場合は、ご契約を解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。

＊損保ジャパンまたは取扱代理店は告知受領権を有しています。

●ご加入初年度の保険期間の開始時(※)からその日を含めて1年以内に過去の傷病歴、現在の健康状態等について損保ジャパンに告知していただいた内容が不正確であることが判明した場合は、「告知義務違反」としてご契約が解除になることがあります。また、ご加入初年度の保険期間の開始時(※)からその日を含めて1年を経過していても、ご加入初年度の保険期間の開始時(※)からその日を含めて1年以内に「保険金の支払事由」が発生していた場合は、ご契約が解除になることがあります。

（※）保険金額の増額等補償を拡大した場合はその補償を拡大した時をいいます。

●「告知義務違反」によりご契約が解除になった場合、「保険金の支払事由」が発生しているときであっても、保険金をお支払いできません。ただし、「保険金の支払事由」と「解除原因となった事実」に因果関係がない場合は、保険金をお支払いします。

●次の場合にも、保険金をお支払いできないことがあります。この場合、ご加入初年度の保険期間の開始時からの経過年数は問いません。

・ご契約者が保険金を不法に取得する目的または第三者に保険金を不法に取得させる目的をもって契約した場合
・ご契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方の詐欺または強迫によって損保ジャパンが契約した場合

など

●ご契約のお引受けについて、告知していただいた内容により、下記①から③までのいずれかの取扱いとなります。

①特別な条件を付けずにご加入いただけます。
②特別な条件付きでご加入いただけます（「特定の疾病群について補償対象外とする条件付き（「特定疾病等対象外特約」セット）」でご加入いただけます。）。
③今回はご加入いただけません。

●ご加入後や保険金のご請求の際に、告知内容について確認することがあります。

●継続加入の場合において、保険金額の増額等補償を拡大するときも、過去の傷病歴、現在の健康状態等について告知していただく必要があります。告知していただいた内容により、特別な条件付きでご加入いただく場合は、補償を拡大した部分だけでなく、すでにご加入いただいている部分も、特別な条件付きでのご加入となります。なお、事実を告知されなかったとき、または事実と異なることを告知されたときは、補償を拡大した部分について、解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。

【疾病保険特約】

●ご加入初年度の保険期間の開始時(※1)より前に発病(※2)した疾病に対しては、保険金をお支払いできません。
ただし、ご加入初年度の保険期間の開始時(※1)より前に発病(※2)した疾病であっても、ご加入初年度の保険期間の開始時(※1)からその日を含めて1年を経過した後に保険金の支払事由（入院を開始された場合や手術を受けられた場合等）が生じた場合は、その保険金の支払事由に対しては保険金をお支払いします。

（注1）特別な条件付き（「特定疾病等対象外特約」セット）でご加入いただく場合は、上記に関わらず、補償対象外とする疾病群については、全保険期間補償対象外となります。

（注2）がん保険特約、がん診断保険金支払特約、三大疾病診断保険金支払特約のがんによる支払事由については、ご加入初年度の保険期間の開始時(※1)からその日を含めて1年を経過した後に保険金の支払事由が生じた場合も保険金をお支払いできません。

（※1）継続時に新たに補償を拡大する特約を追加された場合は、追加された特約についてはそのセットした日をいいます。

（※2）医師の診断による発病の時をいいます。ただし、その疾病の原因として医学上重要な関係がある疾病が存在する場合は、その医学上重要な関係がある疾病の発病の時をいいます。また、先天性異常については、医師の診断により初めて発見された時をいいます。

【がん保険特約】

●ご加入初年度の保険期間の開始日からその日を含めて90日以内にがんと診断確定されていた場合は、被保険者（保険の対象となる方）がその事実を知っているまたは知らないにかかわらず、がん保険特約・がん診断保険金支払特約・がん外来治療保険金支払特約・三大疾病診断保険金支払特約・三大疾病入院保険金支払特約は無効（これらの特約のすべての効力が、ご加入時から生じなかったものとして取り扱うことをいいます。）となります。この場合において、告知前にご契約者または被保険者がその事実を知っていたときは、すでにお支払いいただいた保険料を返還しません。 ただし、ご加入初年度の保険期間の開始日からその日を含めて91日目から５年が経過し、その期間内に被保険者ががんと診断確定されなかった場合は、この「無効」の規定を適用しません。

●がんと診断確定された時が、ご加入初年度の保険期間の開始日からその日を含めて90日を経過するより前である場合は、保険金をお支払いできません。また、一部の疾病群について保険金お支払いの対象外とする条件（「特定疾病等対象外特約」をセット）でのご加入の場合、その疾病群およびその疾病群を原因とするがんについては保険金をお支払いできません。

弁護のちから【弁護士費用総合補償特約】

●ご加入初年度の保険期間の開始時（中途加入の場合は中途加入時）より前に、原因事故が発生していた場合または保険金請求権者が原因事故の発生するおそれが生じたことを知っていた場合等は、保険金をお支払いできません。

3. ご加入後における留意事項

●加入依頼書等記載の住所または通知先を変更された場合は、遅滞なく取扱代理店または損保ジャパンまでご通知ください。

●団体から脱退される場合は、必ずご加入の窓口にお申し出ください。

<被保険者による解除請求（被保険者離脱制度）について>

被保険者は、この保険契約（その被保険者に係る部分にかぎります。）を解除することを求めることができます。お手続方法等につきましては、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

●保険金の請求状況や被保険者のご年齢等によっては、ご継続をお断りすることや、ご継続の際に補償内容を変更させていただくことがあります。あらかじめご了承ください。

<重大事由による解除等>

●保険金を支払わせる目的で損害等を生じさせた場合や保険契約者、被保険者または保険金受取人が暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合などは、ご契約を解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。

ご加入に際して、特にご注意いただきたいこと（注意喚起情報のご説明）（つづき）

<他の身体障害または疾病の影響>

●保険金のお支払いの対象となっていないケガや後遺障害、病気の影響で、保険金をお支払いする病気等の程度が重くなったときは、それらの影響がなかったものとして保険金をお支払いします。

4. 責任開始期

●保険責任は保険期間初日の午後4時に始まります。がん保険特約、がん診断保険金支払特約、親孝行一時金支払特約、三大疾病診断保険金支払特約のがんによる支払事由ついては、ご加入初年度の保険期間の開始日からその日を含めて90日を経過した日の翌日に責任開始期が始まります。

（中途加入の場合）

・毎月15日までの受付分は受付日の翌月1日（15日過ぎの受付分は翌々月1日）に保険責任が始まります。

弁護のちから【弁護士費用総合補償特約】

●人格権侵害に関するトラブルについては、ご加入初年度の保険期間の開始日（中途加入の場合は中途加入日）からその日を含めて90日を経過する日の翌日から保険責任が始まります。

5. 事故がおきた場合の取扱い

●保険金支払事由に該当した場合は、ただちに損保ジャパンまたは取扱代理店までご通知ください。疾病の場合は、入院を開始した日あるいは手術を受けた日、がんと診断確定された日からその日を含めて30日以内にご通知がない場合は、保険金の全額または一部をお支払いできないことがあります。

●保険金のご請求にあたっては、以下に掲げる書類のうち、損保ジャパンが求めるものを提出してください。

	必要となる書類	必要書類の例
①	保険金請求書および保険金請求権者が確認できる書類	保険金請求書、戸籍謄本、印鑑証明書、委任状、代理請求申請書、住民票 など
②	事故日時・事故原因および事故状況等が確認できる書類	疾病状況報告書、事故証明書、メーカーや修理業者等からの原因調査報告書、紛争状況報告書、原因事故の内容を確認できる客観的書類 など
③	疾病の程度、保険の対象の価額、損害の額、損害の程度および損害の範囲、復旧の程度等が確認できる書類	①被保険者の身体の疾病に関する事故の場合 死亡診断書（写）、死体検案書（写）、診断書、診療報酬明細書、入院通院申告書、治療費領収書、診察券（写）、運転免許証（写）、レントゲン（写）、所得を証明する書類、休業損害証明書、源泉徴収票、災害補償規定、補償金受領書 など ②法律相談費用または弁護士委任費用を負担した場合 法律相談または弁護士委任それぞれの発生日時、所要時間および事案の内容を確認できる客観的書類、法律相談費用または弁護士委任費用それぞれの金額を確認できる客観的書類、弁護士委任契約書、裁判所の受領印が押印された調停等に関する申立書または訴状の写し、調停調書・和解調書・審判書・示談書または判決書その他これに代わるべき書類 など
④	保険の対象であることが確認できる書類	売買契約書（写）、保証書 など
⑤	公の機関や関係先等への調査のために必要な書類	同意書 など
⑥	損保ジャパンが支払うべき保険金の額を算出するための書類	他の保険契約等の保険金支払内容を記載した支払内訳書 など

（注1）保険金支払事由の内容・程度等に応じ、上記以外の書類もしくは証拠の提出または調査等にご協力いただくことがあります。

（注2）被保険者に保険金を請求できない事情がある場合は、ご親族のうち損保ジャパン所定の条件を満たす方が、代理人として保険金を請求できることがあります。

●左記の書類をご提出いただく等、所定の手続きが完了した日からその日を含めて30日以内に、損保ジャパンが保険金をお支払いするために必要な事項の確認を終え、保険金をお支払いします。ただし、特別な照会または調査等が不可欠な場合は、損保ジャパンは確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を通知し、お支払いまでの期間を延長することがあります。詳しい内容につきましては、損保ジャパンまでお問い合わせください。

●病気やケガをされた場合等は、この保険以外の保険でお支払いの対象となる可能性があります。また、ご家族の方が加入している保険がお支払対象となる場合もあります。損保ジャパン・他社を問わず、ご加入の保険証券等をご確認ください。

【疾病保険特約】

●初年度加入および継続加入の保険期間を通算して1,000日分の保険金をお支払いした場合、満期時にご継続をお断りすることがあります。

弁護のちから【弁護士費用総合補償特約】

●被保険者が法律相談および弁護士委任をおこなわれる場合は、所定の事項について、事前に損保ジャパンに書面でご通知ください。事前に損保ジャパンの承認を得ることなく法律相談および弁護士委任をおこなった場合は、保険金の全額または一部をお支払いできないことがあります。
なお、被害事故に関するトラブルまたは人格権侵害に関するトラブルに該当する場合において、補償の対象となる原因事故によって被保険者が死亡されたときは、保険金を請求する権利を有するのは法定相続人となります。

6. 保険金をお支払いできない主な場合

本パンフレットの補償の内容【保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合】をご確認ください。

7. 中途脱退と中途脱退時の返れい金等

この保険から脱退（解約）される場合は、ご加入の窓口にご連絡ください。脱退（解約）に際しては、既経過期間（保険期間の初日からすでに過ぎた期間）に相当する月割保険料をご精算いただきます。なお、脱退（解約）に際して、返れい金のお支払いはありません。

8. 保険会社破綻時の取扱い

引受保険会社が経営破綻した場合または引受保険会社の業務もしくは財産の状況に照らして事業の継続が困難となり、法令に定める手続きに基づきご契約条件の変更が行われた場合は、ご契約時にお約束した保険金・解約返れい金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。
この保険は損害保険契約者保護機構の補償対象となりますので、引受保険会社が経営破綻した場合は、保険金・解約返れい金等の9割までが補償されます。

9. 個人情報の取扱いについて

●保険契約者（団体）は、本契約に関する個人情報を、損保ジャパンに提供します。

●損保ジャパンは、本契約に関する個人情報を、本契約の履行、損害保険等損保ジャパンの取り扱う商品・各種サービスの案内・提供、等を行うために取得・利用し、その他業務上必要とする範囲で、業務委託先、再保険会社、等（外国にある事業者を含みます。）に提供等を行う場合があります。また、契約の安定的な運用を図るために、加入者および被保険者の保険金請求情報等を契約者に対して提供することがあります。なお、保険医療等のセンシティブ情報（要配慮個人情報を含みます。）の利用目的は、法廷等に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。個人情報の取扱いに関する詳細（国外在住者の個人情報を含みます。）については損保ジャパン公式ウェブサイト（https://www.sompo-japan.co.jp/）をご覧くださるか、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせ願います。

申込人（加入者）および被保険者は、これらの個人情報の取扱いに同意のうえ、ご加入ください。

認知症サポート SOMPO笑顔倶楽部 のご案内

親介護プラン（親孝行一時金支払特約）がセットされた新・団体医療保険の加入者さまおよび被保険者さま、そのご家族の方限定でご利用いただける「SOMPO笑顔倶楽部」をご案内いたします。

SOMPO笑顔倶楽部は、MCI（軽度認知障害）の早期発見や認知機能の低下の予防に寄与するサービスから、万が一要介護状態になった場合の介護サービス紹介等まで一貫した有用な情報をWEB上で加入者の皆さまにご提供いたします。

（注）SOMPO笑顔倶楽部のURLやご利用方法につきましてはご加入後にご案内します。

「SOMPO笑顔倶楽部」の主なコンテンツ

認知症知識・最新情報	認知症やMCI、介護に関する基礎知識や最新情報をご提供します。
認知機能チェック	認知症・MCIの予兆を把握（チェック）するサービスを提供します。認知機能チェックを習慣化し、自身の変化を捉えることが予防につながります。
サービスナビゲーター	お客さまの日常生活の状況やお住まいの地域等から、認知機能低下予防に向けておススメのサービスを提示します。
認知機能低下の予防サービスの紹介	予兆把握、運動、睡眠、学習、言語、音楽、心理相談など、認知機能低下の予防につながるサービスをご紹介します。 ※パートナー企業が提供し、提供サービスは有償・無償いずれもあります。
介護に関するサービスの紹介	SOMPOホールディングスグループの介護会社「SOMPOケア」を中心とした介護に関するサービスをご紹介します。 ※パートナー企業が提供し、提供サービスは有償・無償いずれもあります。

ご注意 ◆ サービス内容は、今後変更となる場合があります。

さぽーとくんαの Q&A

ご不明な点はお気軽にお問い合わせください!

中途加入

Q1 補償はいつから始まるの？途中からでも加入できるの？

A1 保険期間は令和3年1月1日午後4時から1年間が補償の期間となります。給与天引きの前後は問いません。保険期間の中途でのご加入は、毎月、受付をしています。各社の福利厚生ご担当窓口までご連絡ください。
その場合の保険期間は、毎月15日までの受付分は受付日の翌月1日（15日過ぎの受付分は翌々月1日）から令和4年1月1日午後4時までとなります。

※がんコースの場合、がんと診断確定された時が、ご加入初年度の保険期間の開始日からその日を含めて90日を経過するより前である場合は、保険金をお支払いできません。

Q2 団体傷害保険とさぽーとくんαはどうちがうの？（さぽーとくん）

A2 団体傷害保険で補償されない医療補償をサポートするのがさぽーとくんαです。

	死亡・後遺障害		入院		通院		手術	
団体傷害保険（さぽーとくん）	ケガ	~~病気~~	ケガ	~~病気~~	ケガ	~~病気~~	ケガ	~~病気~~
さぽーとくんα	~~ケガ~~	~~病気~~	~~ケガ~~	病気	~~ケガ~~	病気	~~ケガ~~	病気

医療保険プランご加入後の補償イメージ

継続

Q3 前年に続き、今年も同じ内容で加入したいのですが。

A3 継続の方は申込不要です。自動継続方式で募集しておりますので、前年と同等内容で継続加入される方は加入依頼書の提出が不要です。

Q4 加入（新規・継続・中途）、内容変更、脱退したいのですが。

A4 P15、16「お手続方法」を参照してください。

Q5 家族で加入できるの？

A5 従業員の皆さまの配偶者・子供・両親・兄弟姉妹および同居の親族であれば可能です。お手ごろな保険料ですので、ぜひご家族の皆さまでご加入ください。

加入例

Q6 家族で加入する場合の支払例はありますか？

A6 はい。例えば、ご本人さま（40歳）・配偶者さま（35歳）・お子さま（10歳）1名で、医療コースのA1型にご加入された場合。

ご本人さま…月払 900円
配偶者さま…月払 810円
お子さま……月払 420円

ご家族3名で月々 **2,130円**

Q7 病気で死亡した場合の補償は支払われるの？

A7 死亡保険金はご用意しておりません。
葬祭費用はオプションでご用意しております。

Q8 女性疾病と弁護のちからのオプションのみでの加入は可能？

A8 できません。基本プランへセットしてのご加入となります。
詳しくはP11～12をご覧ください。

Q9 介護一時金はどんな時支払われるの？

A9 病気、ケガにより所定の要介護状態（公的介護保険制度における要介護2から5相当の状態をいいます。）が90日を超えて継続した場合にお支払いとなります。

Q10 介護一時金（基本プラン）と、親介護プラン（オプション）の違いはなんですか？

A10 補償の対象と引受年齢が異なります。

	介護一時金	親介護プラン
補償対象	被保険者さま自身が要介護状態となった時に補償	ご加入者（または配偶者）の親御さまが要介護状態となった時に補償
補償コース	基本補償（選択可）	オプション（型名：O1、O2、O3）
引受年齢	被保険者さま自身の年齢が新規：69歳以下 継続：79歳まで	ご加入者（または配偶者）の親御さまの年齢が新規：40歳以上69歳以下 継続：79歳まで

Q11 被保険者の補償範囲は？

A11 ・親介護プラン（オプション）以外
首都高速道路株式会社およびグループ会社の社員ご自身またはご家族

・親介護プラン（オプション）
首都高速道路株式会社およびグループ会社の社員もしくは配偶者の親御さまのみ

※親御さま1名ずつのご加入が必要となります。
※親御さまの告知書の記載も必須です。

Q12 自転車事故の法的トラブルは「弁護のちから」の対象になるの？日常生活賠償責任保険特約との違いはなんですか？

A12 「弁護のちから」（弁護士費用総合補償特約）は、被保険者の方が、被害事故や人格権侵害等の法的トラブルに巻き込まれた場合の法律相談費用と弁護士委任費用を補償する特約です。
日常生活賠償責任保険特約は、日常生活において、お客さまご自身またはご家族の方などが、他人にケガを負わせたり、他人の物を壊したりした結果、法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害を補償する特約です。

例えば→自転車事故の場合、お客さまが被害にあわれた場合（お客さまが歩行中に自転車にはねられた場合など）は「弁護のちから」、お客さまが万が一加害者となられた場合（自転車走行中に歩行者の方にぶつかり、おケガをさせてしまった場合など）には日常生活賠償責任保険特約が活用できます。

「さぽーとくんα」の「弁護のちから」と「さぽーとくん」（団体総合生活補償保険※）でご提供しております「日常生活賠償責任保険特約」に併せてご加入いただくことで、被害事故、加害事故を両方カバーすることが可能です。

※三井住友海上火災保険の商品です。詳しくは「さぽーとくん」パンフレットをご参照ください。

	補償内容	自転車ではねた場合	自転車ではねられた場合	誤って販売商品を壊した場合	いじめに合った場合
日常生活賠償責任保険特約（さぽーとくん）	賠償責任	○	—	○	—
弁護のちから さぽーとくんα	法律相談費用 弁護士委任費用	—	○	—	○

弁護のちからご加入後の補償イメージ

ご加入内容確認事項

本確認事項は、万一の事故の際にお客さまに安心して保険をご利用いただくために、ご加入いただく保険商品がお客さまのご意向に沿っていること、ご加入いただくうえで特に重要な事項を正しくご記入いただいていること等をお客さまご自身に確認していただくためのものです。
お手数ですが、以下の事項について、再度ご確認ください。なお、ご確認にあたりご不明な点がございましたら、パンフレットに記載の問い合わせ先までご連絡ください。

1. 保険商品の次の補償内容等が、お客さまのご意向に沿っているかをご確認ください。

- □ 補償の内容（保険金の種類）、セットされる特約
- □ 保険金額
- □ 保険期間
- □ 保険料、保険料払込方法
- □ 満期返れい金・契約者配当金がないこと

2. ご加入いただく内容に誤りがないかをご確認ください。

以下の項目は、保険料を正しく算出したり、保険金を適切にお支払いしたりする際に必要な項目です。
内容をよくご確認ください（告知事項について、正しく告知されているかをご確認ください。）。

- □ 被保険者の「生年月日」（または「満年齢」）、「性別」は正しいですか。
- □ パンフレットに記載の「他の保険契約等」について、正しく告知されているかをご確認いただきましたか。
- □ 右記の【補償重複についての注意事項】をご確認いただきましたか。

【補償重複についての注意事項】
補償内容が同様のご契約が他にある場合は、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故については、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。ご加入にあたっては、補償内容の差異や保険金額をご確認いただき、補償・特約の要否をご判断ください。

3. お客さまにとって重要な事項（契約概要・注意喚起情報の記載事項）をご確認いただきましたか。

- □ 特に「注意喚起情報」には、「保険金をお支払いできない主な場合」等お客さまにとって不利益となる情報や、「告知義務・通知義務」が記載されていますので必ずご確認ください。

●取扱代理店は引受保険会社との委託契約に基づき、お客さまからの告知の受領、保険契約の締結・管理業務等の代理業務を行っております。したがいまして、取扱代理店とご締結いただいて有効に成立したご契約につきましては、引受保険会社と直接契約されたものとなります。
●このパンフレットは概要を説明したものです。詳細につきましては、ご契約者である団体の代表者の方にお渡ししております約款等に記載しています。必要に応じて、団体までご請求いただくか、損保ジャパン公式ウェブサイト（https://www.sompo-japan.co.jp/）でご参照ください（ご契約内容が異なっていたり、公式ウェブサイトに約款・ご契約のしおりを掲載していない商品もあります。）。
ご不明点等がある場合には、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。
●加入者証は大切に保管してください。また、2か月を経過しても加入者証が届かない場合は、損保ジャパンまでご照会ください。

●事故が起こった場合は、ただちに損保ジャパン、取扱代理店または下記事故サポートセンターまでご連絡ください。

【事故サポートセンター】 0120-727-110（受付時間：24時間365日）

さぽーとくんαのご加入事例のご紹介

ご家族

夫 37歳 / 妻 34歳 / 子 7歳 / 子 4歳 / 夫(妻)の親 60歳

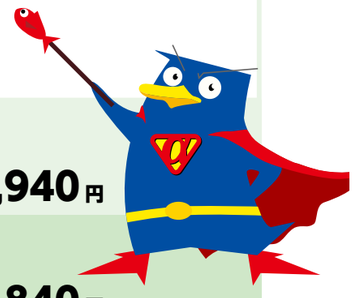

ご家族みんなで

医療 A2 1,160 ＋ がん B2 470 ＋ 医療 A2 950 ＋ 医療 A1 420 ＋ 医療 A1 420 ＋ 親介護 O2 520 ＝ **3,940円**

お子さまだけの加入も大丈夫

医療 A1 420 ＋ 医療 A1 420 ＝ **840円**

ご夫婦

夫 48歳 / 妻 46歳

ご夫婦で

医療 介護 A2K 2,080 ＋ 医療 A1 1,120 ＋ 女性 J 530 ＝ **3,730円**

奥さまだけのご加入も可能です

医療 A1 1,120 ＋ 女性 J 530 ＝ **1,650円**

単身者

28歳

ご本人さまのみのご加入も

医療 葬祭 がん 弁護 A2S 740 ＋ B1 160 ＋ G1 510 ＝ **1,410円**

MEMO